

独立行政法人肥飼料検査所の平成18事業年度業務実績評価シート

(大項目、中項目、小項目)

中期目標項目	中期計画項目	年度計画項目	評価指標及び評価方法等	事業年度報告	評価結果
第2 業務運営の効率化に関する事項	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 業務運営の効率化に関する事項	<p>業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>指標 = 原則としてA評価となった中項目の割合</p> <p>ただし、A評価とした場合には、各中項目の達成率、その他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p> <p>A:A及びSの割合90%以上 B:Aの割合50%以上90%未満 (又はC及びD評価がない場合) C:上記のA,B以外の場合</p> <p>当該評価を下すに至った経緯、中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績等特筆すべき事項を併せて記載する。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>評価の対象となる中項目の総数：12 評価Sの中項目数：0 評価Aの中項目数：12 評価Bの中項目数：0 評価Cの中項目数：0 評価Dの中項目数：0 S及びAの中項目数の合計：12</p> <p>【特記事項】 当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等法人からの自己評価をもとに、法人の中期計画項目である「1 業務の重点化・効率化」、「2 組織体制の整備」、「3 業務運営能力の向上」、「4 外部委託等による業務の効率化」、「5 分析機器に関する効率化」、「6 業務運営の効率化による経費の抑制」及び「7 人件費の削減」について評価基準に基づく評価を行った結果、すべての中項目においてA評価となったことから、大項目の評価はA評価とする。中項目の評価については、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析した結果、全ての中項目でA評価とする。なお、中項目である「飼料及び飼料添加物、有害物質のモニタリング検査業務」では、小項目「モニタリング検査の充実強化」においてS評価としたものの、他の小項目がA評価となったことから、S評価とするには及ばなかった。</p> <p>「1 業務の重点化・効率化」においては、肥料関係業務について、立入検査では汚泥肥料等の有害成分を含有するおそ</p>	A (12/12 =100%)

れの高い生産業者への重点化が図られ、汚泥肥料等の立入検査収去点数を24.5%増加させている。検査分析においては、汚泥肥料の原料の溶出試験を本部で集中して行い検査の効率化がなされたと判断される。

飼料及び飼料添加物関係業務については、有害物質の基準適合検査において一斉分析等による効率化を行い、試験に従事する職員1人当たりの有害物質を含むモニタリング検査分析成分点数で2,586点を実施するなど充実させていた。輸入飼料の検査については、効率的かつ効果的に実施し、迅速な水際検査を可能とした。

土壌改良資材関係業務については、集中的な検査の実施等に取り組み、集取品1点当たりの試験時間を16.3%削減するなど迅速化を達成している。

食の安全に不安を覚える消費者が多くいる中で、食の安全を確保するための検査等業務についても、国の政策や社会情勢の変化に対応した重点化・効率化に取り組み、効率的に運営されていた。

「2 組織体制の整備」においては、平成19年4月の独立行政法人農林水産消費技術センター及び独立行政法人農薬検査所との統合に向け、3法人合同の「検査3法人統合準備委員会」を設置するなど円滑な統合及び統合メリットを発揮するための努力が認められる。

「3 業務運営能力の向上」においては、肥料関係業務、飼料及び飼料添加物関係業務ともに、研修及び資格等の計画的な取得がなされていた。

また、検査・検定の知識・技術の共有化を図るため、検査検定3法人合同の研修を開催し、統合に向け積極的に取り組んでいた。

「4 外部委託等による業務の効率化」においては、「業務外部委託規程」「委託（入札）仕様書」及び「委託先（業者）選定基準」が整備され、試薬調製業務及

Aの改訂・配布並びにこれらのホームページへの掲載を行うとともに、職員の問合せ対応能力の向上を図ることにより、肥料の登録申請に関する問い合わせ事務の合理化を図る。

(イ) 肥料原料や材料のデータベースを、インターネットVPNを用いて事務所間で共有化することにより、登録申請時における安全性の可否の判断の迅速化を図る。

(ウ) 最新の分析・鑑定手法の導入に努め、分析・鑑定業務の効率化等を図る。

理化を図るため、登録申請マニュアル及び登録Q&Aを改訂し要請に基づき配布するとともに、ホームページに掲載した登録申請マニュアル等を活用してもらうように努める。

また、併せて接遇研修等を実施し職員の問合せ対応能力の向上を図る。

(イ) 新たな製法による銘柄の登録申請があった場合には、インターネットVPNを用いて事務所間で情報を共有化し、登録申請時における安全性の可否の判断の迅速化を図るとともに、肥料原料や材料のデータベース化を引き続き行う。

(ウ) 分析・鑑定業務の効率化等を図るため、最新の分析・鑑定手法に関する文献・報文の収集を行う。

指標 = 中期計画において規定されている報告までに要する期間の短縮を図るため、以下に掲げる取組の評価点数の合計

以下に掲げる事項の評価点数の区分
 は以下のとおりとする。
 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点

A: 満点×90%以上
 B: 満点×50%以上かつ満点×90%未満
 C: 満点×50%未満

「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点

ただし、A評価とした場合には、小項目の達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。(以下、小項目の評価について同様に行う。)

「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点

- ・登録申請マニュアル及び登録Q&Aを改訂並びに要請に基づき配布
- ・接遇研修等の実施による職員の対応能力の向上
- ・インターネットVPNを用いた事務所間での情報の共有化による判断の迅速化
- ・最新の分析・鑑定手法の導入に努め、分析・鑑定業務の効率化

登録申請マニュアル及び登録Q&Aを改訂し要請に基づき配布するとともに、ホームページに登録更新手続きの変更及び肥料登録申請手続きの概要等を掲載し、情報の活用を促進した。

また、問合せ対応能力の向上を図るため、国が主催する食品安全に係る科学セミナー(食品の安全に係る消費者相談の受付から情報提供まで)及び窓口クレーム対応研修に各1名参加するとともに、窓口業務に係る職員13名に対して接遇研修を実施した。

- (イ) 登録申請時における安全性の可否の判断の迅速化を図るため、新たな製法による銘柄の登録申請があった151件について、登録申請書を電子データ(PDF)化し、インターネットVPNを用いて事務所間で情報を共有化実施した。
- また、平成14年度から開始した肥料原料や材料のデータベース化を平成18年度も引き続き行い、平成18年度末までに3,293件(原料207件、材料3,086件)を集積した。
- (ウ) 分析・鑑定業務の効率化等を図るため、日本土壤肥料学会等12件に延べ20名参加し、最新の分析・鑑定手法に関する文献・報文の収集を行った。

A
 A
 A
 A

また、収去品の検査については、重金属等肥料中に含まれる有害成分の含有量等の分析を重点的に行うとともに、分析技術の高度化、分析機器の有効活用及び効率的な運用を図ること等により、中期目標期間中に、成分1点当たりに要する分析時間を、平成17年度を基準として5%削減する。

また、平成12年度から汚泥肥料の検査を始めたところであるが、安全性に係る有害成分の基準値を超える違反が多数確認されるとともに、輸入肥料においても同様な事例が認められる中、これら成分の検査結果を迅速に判定することが求められている。従って、成分1点当たりに要する分析時間を5%削減するため、次に掲げる事項を推進する。
(ア) 有害成分ごとに

また、平成12年度から汚泥肥料の検査を始めたところであるが、安全性に係る有害成分の基準値を超える違反が多数確認されるとともに、輸入肥料においても同様な事例が認められる中、これら成分の検査結果を迅速に判定することが求められている。従って、成分1点当たりに要する分析時間を中期目標期間中に5%削減するため、次に掲げる事項を推進する。

上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。
A:計画どおり達成した
B:概ね計画どおり達成した
C:計画どおり達成できなかった

ただし、A評価とした場合には、各事項の達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じてS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じてD評価とすることができる。(以下、各事項の評価について同様に行う。)

(登録証の書替交付等の申請及び登録更新申請については、平成18年7月1日より業務移管になったため評価せず)

収去品の検査

【各年度における評価】
指標 = 中期計画において規定されている成分1点当たりに要する分析時間の削減を図るため、以下に掲げる取組の評価点数の合計

以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。
A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点

A:満点×90%以上
B:満点×50%以上かつ満点×90%未満
C:満点×50%未満

「満点」=「以下に掲げる事項のうち

また、平成12年度から汚泥肥料の検査を始めたところであるが、安全性に係る有害成分の基準値を超える違反が多数確認されるとともに、輸入肥料においても同様な事例が認められる中、これら成分の検査結果を迅速に判定するため、次に掲げる事項を推進した。これにより0.8%削減相当の効率化を図った。

(ア) 収去品の検査については、成分分析点数として11,524点実施した。検査の効率化を図るため、このうち、汚泥肥料の原料の溶出試験(23件、413点)を本部で集中して実施した。

(イ) 業務の合理化を図るため、

A
(8点/8点)

	<p>料の経年施用による有害成分の土壌への蓄積量や農産物への残留量の調査等、公定規格の設定の検討に資する調査</p> <p>(1) 肥料中の有害成分の適正な評価手法の開発</p> <p>なお、農林水産省から要請のあった事項については、最重点課題として対応する。</p>	<p>を実施する。</p> <p>なお、農林水産省から要請のあった事項については最重点課題として対応する。</p>	<p>B: 満点 × 50%以上かつ満点 × 90%未満 C: 満点 × 50%未満</p> <p>「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」× 2点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公定規格の設定の検討に資する調査 ・ 有害成分の適正な評価手法の開発 ・ 農林水産省からの要請による調査（要請がなかった場合は当該事項の評価は行わない） <p>上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。</p> <p>A: 計画どおり達成した B: 概ね計画どおり達成した C: 計画どおり達成できなかった</p>	<p>農作物（大豆）へのカドミウム等の吸収試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カドミウムの土壌中における形態の変化に関する調査 <p>なお、農林水産省からの要請事項はなかった。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>-</p>
<p>イ 肥料取締法に基づく立入検査、質問及び収去等業務</p> <p>肥料取締法（昭和25年法律第127号）に基づく立入検査については、有害成分を含むおそれの高い肥料の生産業者への重点化を図ることとし、全体の立入検査事業所数に占める割合を平成17年度を基準として30%増加させる。また、立入検査時の収去については、有害成分を含むおそれの高い</p>	<p>イ 肥料取締法に基づく立入検査、質問及び収去等業務</p> <p>肥料取締法に基づく立入検査については、有害成分を含むおそれの高い肥料の生産業者への重点化を図ることとし、全体の立入検査事業所数に占める割合を平成17年度を基準として30%増加させる。また、立入検査時の収去については、有害成分を含むおそれの高い肥料に</p>	<p>イ 肥料取締法に基づく立入検査、質問及び収去等業務</p> <p>肥料取締法に基づく立入検査については、有害成分を含むおそれの高い肥料の生産業者への重点化を図ることとし、全体の立入検査事業所数に占める割合を平成17年度を基準として30%増加させる。また、立入検査時の収去については、有害成分を含むおそれの高い肥料に</p>	<p>肥料取締法に基づく立入検査、質問及び収去等業務</p> <p>【各年度における評価】</p> <p>指標 = 中期計画において規定されている立入検査の重点化を図るため、以下に掲げる小項目の評価点数の合計</p> <p>各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。</p> <p>A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A: 満点 × 90%以上 B: 満点 × 50%以上かつ満点 × 90%未満 C: 満点 × 50%未満</p>	<p>イ 肥料取締法に基づく立入検査、質問及び収去等業務</p> <p>肥料取締法に基づく立入検査については、各月毎に立入検査等を実施する週を設定する等により、効果的かつ効率的な検査の実施に努めた。また、立入検査及び立入検査時の収去について、次に掲げる事項を推進し、有害成分を含むおそれの高い肥料の生産業者への重点化を図ることにより、汚泥肥料等の生産事業場への立入検査及び収去点数を前年度に対してそれぞれ7ポイント増加させ、安全性確保の充実を図った。</p>	<p>A (6点/6点)</p>

肥料を重点的に行うこととし、全体の収去点数に占める割合を平成17年度を基準として50%増加させる。

ついて重点的に行うこととし、全体の収去点数に占める割合を平成17年度を基準として中期目標期間中に50%増加させるため、次に掲げる事項を推進する。

- (ア) 汚泥肥料等、有害成分を含有するおそれが高い肥料以外の普通肥料の生産事業場については、過去5カ年の立入検査の結果に基づき、食品工業、化学工業等の副産物を原料に使用する生産事業場等に対して立入検査の重点化を図ることにより、立入検査件数と収去点数を中期目標期間中にいずれも30%以上削減するとともに、

ついて重点的に行うこととし、全体の収去点数に占める割合を平成17年度を基準として中期目標期間中に50%増加させるため、次に掲げる事項を推進する。

- (ア) 汚泥肥料等、有害成分を含有するおそれが高い肥料以外の普通肥料の生産事業場については、過去5カ年の立入検査の結果に基づき、食品工業、化学工業等の副産物を原料に使用する生産事業場等に対して立入検査の重点化を図ることにより、立入検査件数と収去点数をいずれも10%以上削減するとともに、

「満点」=「以下に掲げる小項目のうち評価を行う事項数」×2点

立入検査件数等の削減

【各年度における評価】
指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計

以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。
A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点

- A: 満点 × 90%以上
- B: 満点 × 50%以上かつ満点 × 90%未満
- C: 満点 × 50%未満

「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点

- ・立入検査件数の削減
平成18年度44件以上の削減
(平成17年度：434件)
- ・収去件数の削減
平成18年度92件以上の削減
(平成17年度：919件)

上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。

- A: 達成度合100%以上
- B: 達成度合70%以上100%未満
- C: 達成度合70%未満

- (ア) 汚泥肥料等、有害成分を含有するおそれが高い肥料以外の普通肥料の生産事業場については、過去5カ年の立入検査の結果に基づき、食品工業、化学工業等の副産物を原料に使用する生産事業場等に対して立入検査の重点化を図ることにより、立入検査件数と収去点数をそれぞれ10.1%及び16.9%削減した。

A
(4点/4点)

A

A

<p>立入検査の結果の報告については、中期目標期間中に、農林水産大臣の指示から報告までに要する期間を、現行の目標</p>	<p>(1) 汚泥肥料等、有害成分を含有するおそれが高い肥料の生産事業場に対する立入検査件数と収去点数を中期目標期間中にそれぞれ30、50%以上増加させることとする。</p> <p>また、立入検査の結果の報告については、中期目標期間中に、農林水産省の指示から報告までに要する期間を、現行の</p>	<p>(1) 汚泥肥料等、有害成分を含有するおそれが高い肥料の生産事業場に対する立入検査件数と収去点数をそれぞれ10、20%以上増加する。</p> <p>また、立入検査の結果の報告については、農林水産省の指示から報告までに要する期間を、現行の目標期間(40日)</p>	<p>汚泥肥料等の立入検査件数等の増加 【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A: 満点 × 90%以上 B: 満点 × 50%以上かつ満点 × 90%未満 C: 満点 × 50%未満</p> <p>「満点」=「以下に掲げる項目のうち評価を行う事項数」×2点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚泥肥料等の生産事業場に対する立入検査件数の増加 平成18年度25件以上の増加 (平成17年度：243件) ・汚泥肥料等の収去点数の増加 平成18年度43件以上の増加 (平成17年度：212件) <p>上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。 A: 達成度合100%以上 B: 達成度合70%以上100%未満 C: 達成度合70%未満</p> <p>立入検査の結果報告 【各年度における評価】 指標 = 中期計画において規定されている報告までに要する期間の短縮を図るため、以下に掲げる事項の評価点数の合計</p>	<p>(1) 汚泥肥料等、有害成分を含有するおそれが高い肥料の生産事業場に対する立入検査件数と収去点数をそれぞれ20.6%及び24.5%増加した。</p> <p>また、立入検査の結果の報告については、次に掲げる事項を推進し、農林水産省の指示から報告までに要する期間を現行の目標期間(40日)に対して2.5%削減した。</p>	<p>A (4点/4点)</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A (8点/8点)</p>
--	--	--	---	--	---

<p>期間(40日)に対して10%削減する。</p>	<p>目標期間(40日)に対して10%削減させるため、次に掲げる事項を推進する。</p> <p>(ア) 有害成分ごとに集中的に分析・鑑定を行うことにより検査の効率化を図る。</p> <p>(イ) 専門技術的知見の必要性が低い作業等についてアウトソーシングを推進することにより業務の合理化を図る。</p> <p>(ウ) 最新の分析・鑑定手法の導入に努め、分析・鑑定業務の効率化を図る。</p> <p>(I) インターネットVPNの活用により、本部への報告等事務処理の効率化を図る。</p>	<p>に対して10%削減させるため、次に掲げる事項を推進する。</p> <p>(ア) 有害成分ごとに集中的に分析・鑑定を行うことにより検査の効率化を図るため、汚泥肥料の原料の溶出試験を本部に集中して実施する。</p> <p>(イ) 専門技術的知見の必要性が低い作業等について整理・検討することにより、アウトソーシングを推進し、業務の合理化を図る。</p> <p>(ウ) 分析・鑑定業務の効率化を図るため、最新の分析・鑑定手法に関する文献・報文の収集を行う。</p> <p>(I) インターネットVPNの活用により本部への報告等事務処理の効率化を図るため、インターネットVPNへの掲載様式を作成する。</p>	<p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。</p> <p>A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A: 満点×90%以上 B: 満点×50%以上かつ満点×90%未満 C: 満点×50%未満</p> <p>「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集中的な分析・鑑定等による検査の効率化 ・アウトソーシングの推進による業務の合理化 ・最新の分析・鑑定手法の導入に努め、分析・鑑定業務を効率化 ・インターネットVPNを活用した本部への報告等事務処理の効率化 <p>上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。</p> <p>A: 計画どおり達成した B: 概ね計画どおり達成した C: 計画どおり達成できなかった</p>	<p>(ア) 検査の効率化を図るため、立入検査において収去した汚泥肥料の原料の溶出試験(23点、413成分)を本部に集中して実施した。</p> <p>(イ) 業務の合理化を図るため、専門技術的知見の必要性が低い作業等について整理・検討し、電気加熱原子吸光分析用標準液の調製のアウトソーシングを実施した。</p> <p>(ウ) 分析・鑑定業務の効率化を図るため、日本土壤肥料学会等12件に延べ20名が参加し、最新の分析・鑑定手法に関する文献・報文の収集を行った。</p> <p>(I) 本部への報告等の事務処理の効率化を図るため、立入検査実施計画等について、インターネットVPNへの掲載様式を定め、活用した。</p>
<p>(2) 飼料及び飼料添加物関係業務 ア 飼料中の飼料添加物、有害物質のモニタリング検査について、分析試験業務の効率化を図り、中期</p>	<p>(2) 飼料及び飼料添加物関係業務 ア 飼料中の飼料添加物、有害物質のモニタリング検査について、試験に従事する職員1人当たりの試</p>	<p>(2) 飼料及び飼料添加物関係業務 ア 飼料中の飼料添加物、有害物質のモニタリング検査について、試験に従事する職員1人当たりの試</p>	<p>(2) 飼料及び飼料添加物関係業務 飼料及び飼料添加物、有害物質のモニタリング検査業務 【各年度における評価】 指標 = 各小項目の評価点数の合計</p>	<p>(2) 飼料及び飼料添加物関係業務</p> <p style="text-align: right;">A (6点/6点)</p>

目標期間中に、試験に従事する職員1人当たりの試験点数を平成17年度の実績に対して少なくとも5%増加させ、もって輸入飼料等のモニタリング検査を充実強化する。

験点数を増加させるために当該年度に取り組むべき課題及び職員1人当たりの目標とする試験点数を年度計画に定め、分析法の改良、分析技術の高度化等による分析業務の効率化を図り、中期目標期間の最終年度において試験に従事する職員1人当たりの試験点数を平成17年度の実績に対して5%増加する。

験点数を増加させるために、GC-MS、LC-MSによる一斉分析法の開発及び収去品分析への適用により分析業務の効率化を図り、職員1人当たりの目標とする試験点数を年間1,000点とし、平成17年度の実績に対して5%以上増加する。

各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。
A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点

A:満点×90%以上
B:満点×50%以上かつ満点×90%未満
C:満点×50%未満

「満点」=「以下に掲げる小項目のうち評価を行う事項数」×2点

モニタリング検査の充実強化

【各年度における評価】
指標=以下に掲げる事項の評価点数の合計

以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。
A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点

A:満点×90%以上
B:満点×50%以上かつ満点×90%未満
C:満点×50%未満

「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点

- ・分析法の改良、分析技術の高度化
- ・年度ごとに定めた職員1人当たりの試験点数の実施
平成18年度 1,000点
(平成17年度:544.8点/人)

上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は

ア 飼料中の飼料添加物、有害物質のモニタリング検査について、GC-MS、LC-MSによる有害物質等の一斉分析法の開発・改良を行い、この分析法の活用により、試験に従事する職員1人当たりの分析成分点数を2,586点とし、5%以上の増加を図った。

S
(4点/4点)

S

S

<p>また、モニタリング検査については、輸入飼料中の有害物質の混入等、飼料等の安全性に関する課題を勘案し、検査の必要性に応じて重点化して実施する。</p> <p>さらに、分析法の開発・改良、調査研究等業務については、飼料等の安全性に関する課題を勘案し、毎年度適正な評価を図りつつ重点化して実施する。</p>	<p>また、モニタリング検査については、輸入飼料中の有害物質の混入等、飼料等の安全性に関する課題を勘案し、検査の必要性に応じて重点化して実施する。</p> <p>さらに、分析法の開発・改良、調査研究等業務については、飼料等の安全性に関する課題を勘案し、かつ「飼料分析基準検討会」等における適正な評価を図りつつ効率的に重点化して実施する。</p>	<p>また、モニタリング検査については、輸入飼料中の有害物質の混入等、飼料等の安全性に関する課題を勘案し、検査の必要性に応じて重点化して実施する。</p> <p>さらに、分析法の開発・改良、調査研究等業務については、飼料等の安全性に関する課題を勘案し、かつ「飼料分析基準検討会」等における適正な評価を図りつつ効率的に重点化して実施する。</p>	<p>以下のとおりとする。 年度計画において数値目標が定められている項目 A:達成度合100%以上 B:達成度合70%以上100%未満 C:達成度合70%未満 年度計画において定性的目標が定められている項目</p> <p>A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p> <p>モニタリング検査の重点化 【各年度における評価】 指標 = 飼料等の安全性に関する課題を勘案した検査の重点化</p> <p>A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p> <p>分析法の開発・改良、調査研究等の重点化 【各年度における評価】 指標 = 適正な評価を図った飼料等の安全性に関する課題の重点化</p> <p>A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p>	<p>また、モニタリング検査について輸入飼料を中心とした飼料中の有害物質等に重点化し、飼料等の安全性の確保の充実を図った。</p> <p>さらに、分析法の開発・改良、調査研究等業務については、農林水産省からの要請や飼料等の安全性に関する課題を勘案し、重点化して18成分について実施した。 これらの分析法は、「飼料分析基準検討会」において学識経験者による評価を受けた上で農林水産省に報告した。</p>	<p>A</p> <p>A</p>
<p>イ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）第57条第1項の規定に基づく立入検査等については、以下のとおり</p>	<p>イ 飼料安全法第57条第1項の規定に基づく立入検査等については、以下のとおり実施する。</p>	<p>イ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（以下「飼料安全法」という。）第57条第1項の規定に基づく立入検査等については、以下のとおり実施する。</p>	<p>立入検査等 【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる小項目の評価点数の合計</p> <p>各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p>	<p>イ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（以下「飼料安全法」という。）第57条第1項の規定に基づく立入検査等については、以下のとおり実施した。</p>	<p>A (4点/4点)</p>

実施する。

(ア) 検査の重点化
各年の飼料の流通状況を勘案して、輸入飼料中の動物由来たん白、安全性未確認遺伝子組換え体を含むおそれのある飼料、農薬が残留しているおそれのある飼料等のよりリスクの高い飼料等に検査対象を重点化して効果的かつ効率的に実施する。

(ア) 検査の重点化
立入検査等については、年間600箇所以上を目途とし、各年の飼料の流通状況を勘案して、重点化する検査対象を年度計画に定めて、効果的かつ効率的に検査を実施する。

(ア) 検査の重点化
立入検査等については、牛海綿状脳症の発生防止、飼料の有害物質による汚染防止、未承認遺伝子組換え体の流通防止等に重点化して飼料倉庫、サイロ、飼料等製造事業場等に、年間600箇所以上を目途とし、効果的かつ効率的に検査を実施する。

A: 満点×90%以上
B: 満点×50%以上かつ満点×90%未満
C: 満点×50%未満

「満点」=「以下に掲げる小項目のうち評価を行う事項数」×2点

検査の重点化

【各年度における評価】
指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計

以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。
A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点

A: 満点×90%以上
B: 満点×50%以上かつ満点×90%未満
C: 満点×50%未満

「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点

- ・中期計画において定められている年間立入検査箇所数(600箇所以上)の実施
- ・効果的かつ効率的な検査の実施

上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。

年度計画において数値目標が定められている項目

A: 達成度合100%以上
B: 達成度合70%以上100%未満
C: 達成度合70%未満

(ア) 検査の重点化
立入検査については、農林水産省から示された方針に基づき、牛海綿状脳症の発生防止、飼料の有害物質による汚染防止、未承認遺伝子組換え体の流通防止等を目的としたものに重点化して、615事業場に対して実施した。
また、検査の実施に当たっては、各月毎に立入検査等を実施する週を設定する等により、効果的かつ効率的な検査の実施に努めた。

A
(4点/4点)

A

A

<p>(1) 検査結果報告の迅速化 立入検査等の結果及び収去飼料の試験結果の報告については、事務手続きの見直し等を行い、中期目標期間中に、現行の報告に要する日数から少なくとも業務日数で5日間短縮し、立入検査結果にあつては立入検査の日から25日以内に、また、収去品の試験結果にあつては試験を終了した日から15日以内に報告する。</p>	<p>(1) 検査結果報告の迅速化 立入検査等の結果及び収去飼料の試験結果の報告については、事務手続き等の見直しを行い、中期目標期間中に、現行の報告に要する日数から少なくとも業務日数で5日間短縮し、立入検査結果については立入検査の日から25日以内に、また、収去品の試験結果については試験を終了した日から15日以内に報告する。</p>	<p>(1) 検査結果報告の迅速化 立入検査等の結果及び収去飼料の試験結果の報告については、農林水産大臣への報告に要する期間を短縮するため、インターネットVPNを活用して各事務所間の報告を簡素化する。</p>	<p>年度計画において定性的目標が定められている項目 A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p> <p>立入検査結果報告 【各年度における評価】 指標=中期計画において規定されている報告までに要する期間の短縮を図るため、事務手続き等の見直し A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p>	<p>(1) 検査結果報告の迅速化 立入検査等の結果及び収去飼料の試験結果の農林水産大臣への報告については、事務処理に係る既存の規程の改訂を行い、インターネットVPNを活用した本部及び各事務所間における報告事務の簡素化等を図り、報告に要する期間の短縮に努めた。</p>	<p>A</p>
<p>(3) 土壤改良資材関係業務 ア 集取品の検査 集取品の検査については、集中的な検査を行うこと等により、平成17年度を基準として、中期目標期間中に、集取品1点当たりに要する試験時間を約10%削減する。</p>	<p>(3) 土壤改良資材関係業務 ア 集取品の検査 集取品の検査については、集中的な検査と同資材の集中試験による迅速化等を図り、平成17年度を基準として、中期目標期間中に、集取品1点当たりに要する試験時間を10%削減する。</p>	<p>(3) 土壤改良資材関係業務 ア 集取品の検査 集取品の検査については、平成17年度を基準として、中期目標期間中に、集取品1点当たりに要する試験時間を10%削減するため、集中的な検査と同資材の集中試験による迅速化を行う。</p>	<p>(3) 土壤改良資材関係業務 集取品の検査 【各年度における評価】 指標=中期計画において規定されている集取品1点当たりに要する試験時間の削減を図るため、集中的な検査と集中試験の実施 A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p>	<p>(3) 土壤改良資材関係業務 ア 集取品の検査 集取品(30点)の検査については、集中的な検査と集中試験による迅速化を行い、平成17年度を基準として、集取品1点当たりに要する試験時間を16.3%削減した。</p>	<p>A</p>

<p>(1) 行政ニーズ及び社会情勢の変化に柔軟に対応するため、理事長の指導の下、効率的に業務を推進するための業務態勢を整備する。</p>	<p>(1) 行政ニーズ及び社会情勢の変化に柔軟に対応するため、理事長の指導の下、効率的業務運営のための組織体制整備を適切に推進するため、「業務運営改善委員会（仮称）」による検討を行う。</p>	<p>(1) 行政ニーズ及び社会情勢の変化に柔軟に対応するため、理事長の指導の下、効率的業務運営のための組織体制整備を適切に推進するため、独立行政法人肥飼料検査所（以下「検査所」という。）、独立行政法人農林水産消費技術センター及び独立行政法人農薬検査所（以下「検査検定3法人」という。）合同の「業務運営改善委員会（仮称）」による検討を行う。</p>	<p>組織体制の整備 【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる小項目の評価点数の合計</p> <p>各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A: 満点 × 90%以上 B: 満点 × 50%以上かつ満点 × 90%未満 C: 満点 × 50%未満</p> <p>組織体制整備の推進 【各年度における評価】 指標 = 効率的業務運営のための組織体制整備を適切に推進するため、「業務運営改善委員会（仮称）」による検討</p> <p>A: 計画どおり達成した B: 概ね計画どおり達成した C: 計画どおり達成できなかった</p>	<p>(1) 効率的業務運営のための組織体制整備を適切に推進するため、独立行政法人肥飼料検査所（以下「検査所」という。）、独立行政法人農林水産消費技術センター及び独立行政法人農薬検査所（以下「検査検定3法人」という。）の部課長を構成員とする「業務運営改善委員会」を設置し、事務事業の効率化等について検討を行った。</p> <p>また、組織体制及び事務事業の効率化等について検討を行うため、検査検定3法人の役員を構成員とする「検査3法人統合準備委員会」を設置するとともに、同委員会のもと、業務に関する事項を検討する業務検討グループ及び人事、会計等総務に関する事項を検討する総務検討グループを設置し、細部事項の検討を行うとともに、農林水産省との綿密な連携の下に統合準備作業を進めた。</p>	<p>A (6点/6点)</p> <p>A</p>
<p>(2) 業務運営（会計を含む。）を横断的に監査する内部監査体制の充実・強化を図る。</p>	<p>(2) 予算の執行及び会計経理の適正を期するため、会計内部監査実施規則の規定に基づき、本部及び地方事務所の書面監査及び実地監査を毎年度実施する。</p>	<p>(2) 予算の執行及び会計経理の適正を期するため、会計内部監査実施規則の規定に基づき、本部及び地方事務所の書面監査及び実地監査を実施する。</p>	<p>予算の執行及び会計経理の適正 【各年度における評価】 指標 = 会計内部監査実施規則の規定に基づき、本部及び地方事務所の書面監査及び実地監査の実施</p> <p>A: 計画どおり達成した B: 概ね計画どおり達成した C: 計画どおり達成できなかった</p>	<p>(2) 予算の執行及び会計経理の適正を期するため、会計内部監査実施規則の規定に基づき、本部及び地方事務所の書面監査及び実地監査を実施した。</p>	<p>A</p>
<p>(3) 検査検定3法人の統合に向けた検討を行う</p>	<p>(3) 組織の再編統合の検討及び円滑な再編を実施</p>	<p>(3) 組織の再編統合の検討及び円滑な再編を実施</p>	<p>組織の再編統合の検討及び円滑な再編を実施</p>	<p>(3) 検査3法人統合準備委員会において、組織体制及び事務事業</p>	<p>A</p>

<p>中で、そのメリットを最大限発揮するとともに、効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、組織について、管理部門等の効率化を含めた再編統合を行い、早期に一体的な運営を図るための検討を行う必要がある。このため、統合後の組織体制の検討及び円滑な再編を実施するための必要な体制を整備する。</p>	<p>施するため、検査検定3法人を横断した体制を整備する。</p>	<p>施するため、検査検定3法人合同の「統合準備委員会」の下、各種検討会を設置し、さらに質の高い業務の実施を可能とする体制を構築するための検討を行う。</p>	<p>【各年度における評価】 指標 = 検査検定3法人合同の統合準備委員会の設置及び当該委員会による質の高い業務の実施を可能とするための検討</p> <p>A: 計画どおり達成した B: 概ね計画どおり達成した C: 計画どおり達成できなかった</p>	<p>の効率化等について検討を行うとともに、総務検討グループ及び業務検討グループによる細部事項の検討を行った。</p>
<p>3 業務運営能力の向上 科学技術の進歩に対応しつつ的確な検査・分析の実施に資するよう、職員の技術的水準の維持・向上を図るための研修及び資格の取得を計画的に推進するとともに、先進的な技術、知識等の導入に努める。 また、検査検定3法人の統合に向けた検討を行うことにより、効率的かつ効果的な運営が行われるよう、検査・検定の知識・技術の共有化を図るための取組を行う。</p>	<p>3 業務運営能力の向上 科学技術の進歩に対応しつつ的確な検査・分析の実施に資するよう、職員の技術的水準の向上を図るため、次に掲げる研修及び資格等の取得を計画的に推進する。 (1) 研修 ・機器分析研修 (2) 資格の取得 ・放射線取扱主任者 ・X線作業主任者 また、検査分析技術への先進的な技術、知識等の導入に努める。 さらに、検査・検定の知識・技術の共有化を図るよう、検査検定3法人合同で研修を行う。</p>	<p>3 業務運営能力の向上 科学技術の進歩に対応しつつ的確な検査・分析の実施するよう、職員の技術的水準の向上を図るため、次に掲げる研修及び資格の取得を計画的に推進することとし、「研修企画委員会」の検討を経て、分析関係職員への研修受講及び資格取得意識の高揚について啓蒙を行う。 (1) 研修 ・機器分析研修 (2) 資格の取得 ・放射線取扱主任者 ・X線作業主任者 また、検査分析技術への先進的な技術、知識等の導入に資するため、これらに関する文献・報文の収集を行う。 さらに、検査・検定の知識・技術の共有化を図るよう、検査検定3法人合同で研修を行う。</p>	<p>3 業務運営能力の向上 業務運営能力の向上 【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A: 満点 × 90%以上 B: 満点 × 50%以上かつ満点 × 90%未満 C: 満点 × 50%未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修及び資格等の計画的な取得の推進 ・研修受講及び資格取得意識の高揚を図るための啓蒙の実施 ・先進的な技術等の文献・報文の収集の実施 ・検査・検定の知識・技術の共有化を図るための検査検定3法人合同の研修の実施 <p>上記の事項について、年度計画</p>	<p>3 業務運営能力の向上 職員の検査・分析の技術的水準の向上を図るため、以下に掲げる研修への参加、資格の取得を行った。 (1) 研修 環境省が主催する機器分析研修に3名参加 (2) 資格の取得 ・放射線取扱主任者 2名 ・X線作業主任者 3名 また、検査・検定の知識・技術の共有化を図るため、検査検定3法人合同で実施した研修に以下のとおり参加した。 ・食品安全に係るリスク管理に必要な統計学と分析方法に関する研修 2名 ・G L P 査察基礎技術研修 2名 ・検査検定3法人合同技術系職員基礎研修 6名</p> <p>A (8点/8点)</p> <p>A A A A</p>

			<p>において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。</p> <p>A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p>	
<p>4 外部委託（アウトソーシング）による業務の効率化</p> <p>専門技術的知見の必要性が低い作業等の中で、以下の業務については早期にアウトソーシングを行う。また、以下の業務以外についてもアウトソーシングを行う方が効率的な業務を整理し、当該業務のアウトソーシングを推進する。なお、検査検定3法人の統合が行われた後は、検査検定3法人一体となってアウトソーシングを推進する。</p> <p>(1) 専門技術的知見の必要性が低い試薬調製作業等</p> <p>(2) アンケート調査の発送及び集計作業</p> <p>(3) 登録及び届出情報、立入検査結果等のデータベースへの入力作業</p> <p>(4) ホームページの運営管理</p> <p>(5) 専門知識を要しない外国文献の翻訳</p>	<p>4 外部委託（アウトソーシング）等による業務の効率化</p> <p>専門技術的知見の必要性が低い作業等の中で、以下の業務については早期にアウトソーシングを行う。なお、検査検定3法人の統合が行われた後は、検査検定3法人一体となってアウトソーシングを推進する。</p> <p>(1) 専門技術的知見の必要性が低い試薬調製作業等</p> <p>(2) アンケート調査の発送及び集計作業</p> <p>(3) 登録及び届出情報、立入検査結果等のデータベースへの入力作業</p> <p>(4) ホームページの運営管理</p> <p>(5) 専門知識を要しない外国文献の翻訳</p> <p>このため、次の規程（仮称）等を整備する。</p> <p>(1) 業務外部委託規程</p> <p>(2) 委託（入札）仕様書</p> <p>(3) 委託先（業者）選定基準</p> <p>また、上記の業務以外についてもアウトソーシングを行う方が効率的な業務を整理するため、検査</p>	<p>4 外部委託（アウトソーシング）等による業務の効率化</p> <p>専門技術的知見の必要性が低い作業等の中で、以下の業務については早期にアウトソーシングを行うため、「業務運営改善委員会（仮称）」において検討するとともに、必要な諸規程等を整備する。</p> <p>(1) 試薬調製作業等</p> <p>(2) アンケート調査の発送及び集計作業</p> <p>(3) 登録及び届出情報、立入検査結果等のデータベースへの入力作業</p> <p>(4) ホームページの運営管理</p> <p>(5) 専門知識を要しない外国文献の翻訳</p> <p>このため、次の規程（仮称）等を整備する。</p> <p>(1) 業務外部委託規程</p> <p>(2) 委託（入札）仕様書</p> <p>(3) 委託先（業者）選定基準</p> <p>また、上記の業務以外についてもアウトソーシングを行う方が効率的な業務を整理するため、「業務運営改善委員会（仮称）」による検討を行う。</p>	<p>4 外部委託(アウトソーシング)等による業務の効率化 外部委託(アウトソーシング)等による業務の効率化</p> <p>【各年度における評価】</p> <p>指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。</p> <p>A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A:満点×90%以上 B:満点×50%以上かつ満点×90%未満 C:満点×50%未満</p> <p>・アウトソーシングを行うための検討の実施</p> <p>・アウトソーシングを行うために必要な諸規程の整備</p> <p>上記の事項について、年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。</p> <p>A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p>	<p>4 外部委託（アウトソーシング）等による業務の効率化</p> <p>専門技術的知見の必要性が低い作業等について早期にアウトソーシングを行うため、「業務運営改善委員会肥飼料部会」において検討を行い、外部の業者に委託した方が業務運営の効率化に繋がるものとして、以下のとおりアウトソーシングを実施した。</p> <p>・試薬調製作業 2件</p> <p>・専門知識を要しない外国文献の翻訳 1件</p> <p>また、業務運営改善委員会で策定した「業務外部委託(アウトソーシング)推進の方針について」をもとに、アウトソーシングを行うために必要な業務外部委託規程、委託（入札）仕様書及び委託先（業者）選定基準を整備した。</p> <p>上記業務以外についてもアウトソーシングを行う方が効率的な業務を整理するため、「業務運営改善委員会肥飼料部会」において検討を実施するとともに、実験廃液処理のアウトソーシングを行った。</p> <p>A (4点/4点)</p> <p>A</p> <p>A</p>

<p>運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前年度比で一般管理費を3%、業務経費を1%抑制する。以上に加え、検査検定3法人の統合後においては、法人全体として、管理部門等の効率化検査検定等業務の重点化及び効率化を行い、統合メリットを發揮することにより、更なる経費の抑制を行う。</p>	<p>運営費交付金で行う事業について、検査業務等の合理化と効率化を図り、少なくとも対前年度比で一般管理費を3%、業務経費を1%抑制する。以上に加え、検査検定3法人の統合後においては、法人全体として、管理部門等の効率化、検査検定等業務の重点化及び効率化を行い、統合メリットを發揮することにより、更なる経費の抑制を行う。</p>	<p>て、検査業務等の合理化と効率化を図り、少なくとも対17年度比で一般管理費を3%、業務経費を1%抑制する。</p>	<p>数の合計</p> <p>各事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A:満点×90%以上 B:満点×50%以上かつ満点×90%未満 C:満点×50%未満</p> <p>「満点」=「以下に掲げる小項目のうち評価を行う事項数」×2点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも対17年度比で一般管理費を3%抑制 ・少なくとも対17年度比で業務経費を1%抑制 <p>上記の事項について、年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。</p> <p>A:達成度合100%以上 B:達成度合70%以上100%未満 C:達成度合70%未満</p>	<p>対前年度決算比で一般管理費4.5%、業務経費6.7%の経費の削減を行った。</p>	<p>A A</p>
<p>7 人件費の削減 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、今後5年間に於いて、検査検定3法人全体の人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに非常勤職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)について5%</p>	<p>7 人件費の削減 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、今後5年間に於いて、検査検定3法人全体の人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに非常勤職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)について5%</p>	<p>7 人件費の削減 業務の効率化を図り、人員を削減することにより人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに非常勤職員給与を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)について、本年度は1%以上の削減を行う。</p>	<p>7 人件費の削減 人件費の削減 【各年度における評価】 指標=以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>各事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p>	<p>7 人件費の削減 平成18年度決算における人件費は986百万円であり、対前年度比で3.8%の削減を行った。</p>	<p>A (4点/4点)</p>

<p>以上の削減を行う。以上に加え、検査検定3法人の統合後においては、法人全体として、管理部門等の効率化、検査検定等業務の重点化及び効率化を行い、統合メリットを發揮することにより、更なる人件費の削減を行う。</p> <p>また、国家公務員の給与構造改革に合わせ、人事院勧告を踏まえた給与体系の見直しを進める。</p>	<p>以上の削減を行う。以上に加え、検査検定3法人の統合後においては、法人全体として、管理部門等の効率化、検査検定等業務の重点化及び効率化を行い、統合メリットを發揮することにより、更なる人件費の削減を行う。</p> <p>また、国家公務員の給与構造改革に合わせ、人事院勧告を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。</p>	<p>また、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。</p>	<p>A:満点×90%以上 B:満点×50%以上かつ満点×90%未満 C:満点×50%未満</p> <p>「満点」=「以下に掲げる小項目のうち評価を行う事項数」×2点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対17年度比で人件費を1%以上削減 <p>上記の事項について、年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。</p> <p>A:達成度合100%以上 B:達成度合70%以上100%未満 C:達成度合70%未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役職員の給与についての見直し（国家公務員の給与構造改革の情勢等を踏まえ、見直しが必要でなかった場合は当該項目を評価しない。） <p>上記の事項について、年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。</p> <p>A:必要な見直しを順調に進めた B:概ね必要な見直しを順調に進めた C:必要な見直しを進めなかった</p>	<p>また、人事院勧告を踏まえ、役職員の給与の見直しを行った（俸給表の変更、昇級制度の改正、地域手当の新設、勤勉手当の変更）。</p>	<p>A</p> <p>A</p>
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>	<p>業務の質の向上 指標=原則としてA評価となった中項目の割合</p> <p>ただし、A評価とした場合には、</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>評価の対象となる中項目の総数：26</p>	<p>A (26/26 =100%)</p>

各中項目の達成率、その他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。

A:A及びSの割合90%以上
B:Aの割合50%以上90%未満
(又はC及びD評価がない場合)
C:上記のA,B以外の場合

当該評価を下すに至った経緯、中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績等特筆すべき事項を併せて記載する。

評価Sの中項目数： 0
評価Aの中項目数： 2 6
評価Bの中項目数： 0
評価Cの中項目数： 0
評価Dの中項目数： 0

S及びAの中項目数の合計： 2 6

【特記事項】

当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等
法人からの自己評価をもとに、法人の中期計画項目である「1 肥料関係業務」、
「2 飼料及び飼料添加物関係業務」、
「3 土壌改良資材関係業務」、
「4 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律関係業務」、
「5 消費者等への情報提供」、
「6 国際協力」及び「7 その他」について評価基準に基づく評価を行った結果、すべての中項目においてA評価となったことから、大項目の評価はA評価とする。中項目の評価については、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析した結果、「飼料及び飼料添加物の検査等業務」における中項目である「モニタリング検査業務」において小項目「飼料中の農薬、かび毒、有害重金属等の有害物質の基準適合検査」においてS評価としたものの、他の小項目がA評価となったことから、S評価とするには及ばなかった。

「1 肥料関係業務」においては、肥料の登録申請に関する調査について、登録申請マニュアルの改訂と業者等への配布、登録申請窓口における判断の迅速化を図るための既存のデータの蓄積活用と各事務所間のデータ活用による効率的の推進が図られるとともに、登録情報については、生産業者からの要望に応じて151件のデータが提供されていた。

収去品の検査については、成分毎に定めた標準処理期間内に11,524点の分析結果が取りまとめられ、全て標準処理期間内に農林水産省に報告するとともに、分析法の改良など標準処理期間の短縮に努めて

				<p>いた。</p> <p>「2 飼料及び飼料添加物関係業務」においては、サーベイランス・モニタリング計画によるものも含め、モニタリング検査において61,907点の分析結果を取りまとめて公表するとともに農林水産省に報告されている。また、飼料の使用に起因する家畜被害発生時等の対応として、エンドファイト毒素等による中毒が疑われる家畜事故の原因究明のため、輸入乾牧草等の分析を22点実施していた。</p> <p>「3 土壌改良資材関係業務」においては、品質に関する表示の内容が実際の品質と一致しているか否かについての検査を32件実施していた。</p>
<p>1 肥料関係業務</p> <p>(1) 肥料の検査等業務</p> <p>ア 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査</p> <p>(ア) 調査結果の報告については、肥料の安全性の確保の効率的かつ効果的な推進に資するため、その申請に係る調査の質を確保しつつ、業務の効率化、職員の資質の向上等を図ることにより、中期目標期間中に、農林水産大臣の指示から報告までに要する期間を、現行の目標期間（新規登録及び登録証の書替交付等の申請：30日、登録更新申請：15日）を5%削減する。</p>	<p>1 肥料関係業務</p> <p>(1) 肥料の検査等業務</p> <p>ア 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査</p> <p>(ア) 再生資源の利用促進により、汚泥等有害成分を含むおそれの高い肥料の銘柄の登録申請数が依然として高水準で推移すると見込まれる中で、肥料の安全性の確保と食の安全を効率的、かつ効果的な推進に資するため、その申請に係る調査の質を確保しつつ、当該調査結果の報告までの期間を、現行の目標期間（新規登録及び登録証の書替交付等の申請：30日、登録更新申請：15日）を5%削減する。</p>	<p>1 肥料関係業務</p> <p>(1) 肥料の検査等業務</p> <p>ア 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査</p> <p>(ア) 肥料の安全性の確保と食の安全を効率的、かつ効果的な推進に資するため、登録申請に係る調査の質を確保しつつ、当該調査結果の報告までの期間を現行の目標期間（新規登録及び登録証の書替交付等の申請：30日、登録更新申請：15日）を5%削減するため、次に掲げる事項を推進する。</p> <p>a 登録申請に関する問い合わせ事務の合理化を</p>	<p>1 肥料関係業務</p> <p>(1) 肥料の検査等業務</p> <p>肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査</p> <p>【各年度における評価】</p> <p>指標 = 各小項目の評価点数の合計</p> <p>各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。</p> <p>A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A:満点×90%以上 B:満点×50%以上かつ満点×90%未満 C:満点×50%未満</p> <p>「満点」=「以下に掲げる小項目のうち評価を行う事項数」×2点</p> <p>肥料の登録の申請に係る調査</p> <p>【各年度における評価】</p> <p>指標 = 中期目標において規定されている登録申請に係る調査結</p>	<p>1 肥料関係業務</p> <p>(1) 肥料の検査等業務</p> <p>ア 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査</p> <p>(ア) 肥料の安全性の確保と食の安全の効率的、かつ効果的な推進に資するため、登録申請1,366件に係る調査を質を確保しつつ、結果報告に要する期間を削減するため、次に掲げる事項に取組み、年間平均で28日と目標期間に対して6.7%削減した。</p> <p>a 登録申請に関する問合せ事務の合理化を図るため、登録申請マニュアル及び登録Q&Aを改訂し要請に基づき配布するとともに、ホームページに登録更新手続きの変更及び肥料登録申請手続きの概要等を掲載し、情報の活用を促進した。</p> <p>また、国が主催した食</p> <p style="text-align: right;">A (6点/6点)</p> <p style="text-align: right;">A (6点/6点)</p>

請：15日)を5%削減するため、次に掲げる事項を推進する。

- a 登録申請マニュアル及び登録Q & Aの改訂・配布並びにこれらのホームページへの掲載を行うとともに、職員の問い合わせ対応能力の向上を図ることにより、肥料の登録申請に関する問い合わせ事務の合理化を図る。
- b 最新の分析・鑑定手法の導入に努め、分析・鑑定業務の効率化を図る。
- c 肥料原料や材料のデータベースを、インターネットVPNを用いて事務所で共有化することにより、登録申請時における安全性の可否の判断の迅速化を図る。

(1) 肥料の登録情報等については、登録後30業務日以

図るため、登録申請マニュアル及び登録Q & Aを改訂し要請に基づく配布に併せ、接遇研修等による職員の問い合わせ対応能力の向上を図るとともに、ホームページに掲載した登録申請マニュアル等を活用してもらうように努める。

- b 分析・鑑定業務の効率化などを図るため、最新の分析・鑑定手法に関する文献等の収集を行う。
- c 新たな製法による銘柄の登録申請があった場合には、インターネットVPNを用いて事務所で情報を共有化することで、登録申請時における安全性の可否の判断の迅速化を図るとともに、肥料原料や材料のデータベースの作成を引き続き行う。

(1) 肥料の登録情報等については、登録後30業務日以内

果の報告までの期間の短縮を図るため、以下に掲げる取組の評価点数の合計

以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。
A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点

- A: 満点×90%以上
- B: 満点×50%以上かつ満点×90%未満
- C: 満点×50%未満

「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点

- ・登録申請マニュアルの改訂並びに要請に基づく配布
- ・分析・鑑定手法に関する文献等の収集
- ・インターネットVPNを用いた事務所間の情報の共有化による判断の迅速化

上記の事項について、中期計画において設定されている具体的目標に基づき達成率を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。

- A: 計画どおり達成した
- B: 概ね計画どおり達成した
- C: 計画どおり達成できなかった

(登録証の書替交付等の申請及び登録更新申請については、平成18年7月1日より業務移管になったため評価せず)

情報の提供等

【各年度における評価】
指標 = 以下に掲げる事項の評価点

品安全に係る科学セミナー(食品の安全に係る消費者相談の受付から情報提供まで)及び窓口クレーム対応研修に各1名参加するとともに窓口業務に係る職員13名に対して接遇研修を実施し、問合せ対応能力の向上を図った。

- b 分析・鑑定業務の効率化等を図るため、日本土壤肥料学会等12件に延べ20名参加し、最新の分析・鑑定手法に関する文献・報文の収集を行った。
- c 登録申請時における安全性の可否の判断の迅速化を図るため、新たな製法による銘柄の登録申請があった151件について、登録申請書を電子データ(PDF)化し、インターネットVPNを用いて事務所間で情報を共有化実施した。

また、平成14年度から開始した肥料原料や材料のデータベース化を平成18年度も引き続き行い、平成18年度末までに3,293件(原料207件、材料3,086件)を集積した。

(1) 肥料の原材料等消費者の関心の高い情報を迅速かつ確実に提供することを目的と

A
(4点/4点)

<p>内にこれをデータベース化し、その原材料等消費者の関心の高い情報を迅速かつ確実に提供する。</p>	<p>にこれをデータベース化し、その原材料等消費者の関心の高い情報を迅速かつ確実に提供する。</p>	<p>にこれをデータベース化し、その原材料等消費者の関心の高い情報を、要請に基づき迅速かつ確実に提供する。</p>	<p>数の合計</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A:満点×90%以上 B:満点×50%以上かつ満点×90%未満 C:満点×50%未満</p> <p>「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規定業務日(30業務日)以内の肥料の登録情報のデータベース化 ・迅速かつ確実な情報の提供(要請がなかった場合は本事項の評価は行わない。) <p>上記の事項について、年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。 A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p>	<p>して、肥料登録1,366件について、登録後30業務日以内に登録情報等のデータベース化を行い、ホームページにデータ提供している旨を掲載し、関係者からの要望に応じてデータを151件提供した。</p>	<p>A A</p>
<p>(ウ) 業務運営の改善を図るため、肥料の登録等の申請者に対するアンケートを実施し、職員の窓口対応等についての顧客満足度を測定し、5段階評価で3.5以上の顧客満足度を中期目標期間中に達成する。</p>	<p>(ウ) 業務運営の改善を図るため、肥料の登録等の申請者に対するアンケートをその都度実施し、職員の窓口対応等についての顧客満足度を測定し、5段階評価で3.5以上の顧客満足度を中期目標期間中に達成する。</p>	<p>(ウ) 業務運営の改善を図るため、肥料の登録等の申請者に対するアンケートをその都度実施し、職員の窓口対応等についての顧客満足度を測定し、5段階評価で3.5以上の顧客満足度を中期目標期間中に達成する。</p>	<p>業務の運営の改善 【各年度における評価】 指標 = 中期計画において規定されている顧客満足度を達成するため、以下に掲げる取組の評価点数の合計</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p>	<p>(ウ) 登録申請窓口に来所した申請者等に対し、職員の窓口対応等についてアンケート調査を平成18年4月から19年3月の間実施した結果、59名の方から回答があり、その結果は5段階評価で4.0であった。 また、業務運営改善委員会の専門部会において、「業務運営改善マニュアル」を作成し、担当職員の研修会</p>	<p>A (6点/6点)</p>

<p>(I) 仮登録肥料に係る肥効試験について申請者の利便等に供するため、原則として1年以内に試験結果を取りまとめ、農林水産大臣の設定する肥料の公定規格に関する基礎資料として農林水産大臣に報告する。</p>	<p>る。 このため、「業務運営改善委員会（仮称）」の専門部会において、現状の問題点とアンケート内容の改善策を網羅した「業務運営改善マニュアル（仮称）」を作成し、担当職員に配布する。 また、毎年度担当者の研修会を兼ねた当委員会の専門部会を開催し、その都度必要に応じてマニュアルの内容の見直しを行う。</p>	<p>ため、「業務運営改善委員会（仮称）」の専門部会において、現状の問題点とアンケート内容の改善策を網羅した「業務運営改善マニュアル（仮称）」を作成し、担当職員に配布する。 また、毎年度担当者の研修会を兼ねた当委員会の専門部会を開催し、その都度必要に応じてマニュアルの内容の見直しを行う。</p>	<p>A: 満点×90%以上 B: 満点×50%以上かつ満点×90%未満 C: 満点×50%未満</p> <p>「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肥料登録等申請者に対するアンケートの実施 ・「業務運営改善マニュアル（仮称）」の作成及び配布 ・担当者の研修を兼ねた「業務運営改善委員会（仮称）」の専門部会の開催 ・マニュアルの内容の見直し（見直しを行わなかった場合は本事項の評価は行わない） <p>上記の各事項について、中期計画において設定されている具体的な目標に基づき達成率を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。</p> <p>A: 計画どおり達成した B: 概ね計画どおり達成した C: 計画どおり達成できなかった</p> <p>仮登録肥料に係る肥効試験 【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>（仮登録がなかった場合は、本事項の評価は行わない。）</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A: 満点×90%以上</p>	<p>において配布し業務運営の改善に努めた。</p> <p>(I) 仮登録の申請はなかった。</p>	<p>A A A - -</p>
---	---	--	---	--	----------------------------------

	計画的な試験の推進により、迅速化を図る。	する。	<p>B: 満点 × 50%以上かつ満点 × 90%未満 C: 満点 × 50%未満</p> <p>「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮登録肥料に係る肥効試験の計画的な推進による迅速化 ・ 1年以内に試験結果を取りまとめ、19年度までに大臣に報告 <p>上記の各事項について、年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。</p> <p>A: 計画どおり達成した B: 概ね計画どおり達成した C: 計画どおり達成できなかった</p>		-
イ 収去品の検査	イ 収去品の検査	イ 収去品の検査	<p>収去品の検査 【各年度における評価】 指標 = 各小項目の評価点数の合計</p> <p>各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A: 満点 × 90%以上 B: 満点 × 50%以上かつ満点 × 90%未満 C: 満点 × 50%未満</p> <p>「満点」=「以下に掲げる小項目のうち評価を行う事項数」×2点</p> <p>標準処理期間の短縮 【各年度における評価】 指標 = 中期目標において規定されている標準処理期間を削減す</p>	イ 収去品の検査	A (6点/6点)
(ア) 有害成分を含む肥料の流通による被害の発生防止に資するため、成分	(ア) 有害成分を含む肥料の流通による被害の発生防止に資するため、成分	(ア) 有害成分を含む肥料の流通による被害の発生防止に資するため、成分の		(ア) 収去品の検査について、以下のとおり成分の内容に応じて分けし、標準処理期間内に処理した。	A (4点/4点)

の内容に応じて収去から分析結果を得るまでの標準処理期間を定め、中期目標期間中に当該標準処理期間を10%削減する。

の内容に応じて収去から分析結果を得るまでの、次に掲げる標準処理期間を定め、中期目標期間中に当該標準処理期間をそれぞれ10%削減する。

- a 人畜に有害な成分
検査週後10業務日
- b その他の有害な成分
検査週後20業務日
- c 有害な成分以外の成分
検査週後30業務日

(1) 収去品の検査結果のデータベース化を図り、利用者に提供する。

(1) 農業生産者等の農産物への安全性管理に資するため、収去品の検査結果のデータベース化を図り、利用者に提供する。

内容に応じて収去から分析結果を得るまでの、次に掲げる標準処理期間を定めるとともに、中期目標期間中に当該標準処理期間をそれぞれ10%削減するため、分析・鑑定検査の迅速化について検討する。

なお、「人畜に有害な成分」は、特定普通肥料が指定されるまでの間、暫定的に定める。

- a 人畜に有害な成分
検査週後10業務日
- b その他の有害な成分
検査週後20業務日
- c 有害な成分以外の成分
検査週後30業務日

(1) 農業生産者等の農産物への安全性管理に資するため、収去品の検査結果のデータベースの作成を引き続き行うとともに、データベース化済

るため、以下に掲げる取組の評価点数の合計

以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。
A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点

- A: 満点×90%以上
- B: 満点×50%以上かつ満点×90%未満
- C: 満点×50%未満

「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点

- ・標準処理期間の設定
- ・分析・鑑定検査の迅速化のための検討

上記の各事項について、中期計画において設定されている具体的目標に基づき達成率を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。

- A: 計画どおり達成した
- B: 概ね計画どおり達成した
- C: 計画どおり達成できなかった

検査結果のデータベース化等

【各年度における評価】
指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計

以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。
A評価：2点、B評価：1点、C評

a 人畜に有害な成分として、ひ素、カドミウム、水銀及び鉛の4成分を定め、2,183点検査を行い、いずれの成分も検査週後の10業務日以内に結果をとりまとめた。

b その他の成分として、ひ素、カドミウム、水銀及び鉛以外の普通肥料の公定規格に定める有害成分を定め、1,237点検査を行い、いずれの成分も検査週後の20業務日以内に結果をとりまとめた。

c 上記a及びb以外の成分8,104点について、いずれの成分も検査週後の30業務日以内に結果をとりまとめた。

また、有害成分を含む肥料の流通による被害の発生防止に資するため、成分の内容に応じて収去から分析結果を得るまでの期間を中期目標期間中に削減するため、汚泥肥料中の水銀の分析法及び水分の測定法について改良を行うとともに、それらの方法における信頼性の確保の調査・検討を実施し、分析・鑑定検査の迅速化に努めた。

(1) 農業生産者等の農産物への安全性管理に資するため、収去品の検査結果のデータベース1,028件の作成を引き続き行った。

また、検査結果についての情報提供の要請はなかった。

A
A

A
(2点/2点)

<p>(ウ) 分析結果の内部監査等を含む精度管理の向上のための取組を実施する。</p>	<p>(ウ) 分析結果の内部監査等を含む精度管理の向上のため、信頼性保証体制の構築等、信頼性の確保に関するシステムを整備するとともに次に掲げる取組を行う。</p> <p>a 内部監査、マネージメントレビュー等評価体制の整備</p> <p>b 検査所内の測定結果の評価方法等、内部精度管理に関する手</p>	<p>みのデータについては、要請に基づき利用者が活用得る形で情報提供を行う。</p>	<p>価：0点</p> <p>A: 満点×90%以上 B: 満点×50%以上かつ満点×90%未満 C: 満点×50%未満</p> <p>「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収去品の検査結果のデータベース化 ・要請に基づく利用者への情報提供（要請がなかった場合は、本事項の評価は行わない） <p>上記の事項について、年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。</p> <p>A: 計画どおり達成した B: 概ね計画どおり達成した C: 計画どおり達成できなかった</p> <p>精度管理の向上 【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A: 満点×90%以上 B: 満点×50%以上かつ満点×90%未満 C: 満点×50%未満</p> <p>「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点</p>	<p>(ウ) 分析結果について、次に掲げる事項を実施することにより内部監査等を含む精度管理の向上を図った。</p> <p>a 内部監査手順書を作成し、1事務所の内部監査及びマネージメントレビューを行い、信頼性保証体制の構築に努めた。</p> <p>b 試験実施手順書、内部品質管理手順書、試験結果確認手順書及び標準作業手順書を作成し、信頼性の確保に関するシステムの整備に努めた。また、天秤及び原子吸光光度計の試験機器管理手順書、</p>	<p>A</p> <p>-</p> <p>A (8点/8点)</p>
---	--	--	---	--	--

	<p>順書の見直し整備</p> <p>c 文書管理及び記録管理に関する手順書の見直し整備</p>	<p>管理に関する手順書の見直し整備のため、試験実施手順書、試験機器管理手順書、標準物質管理手順書及び試験品取扱手順書、並びにこれに付随する標準作業書の作成を開始する。</p> <p>c 文書管理及び記録管理に関する手順書の見直し整備のため、文書管理手順書及び記録管理手順書の作成を開始する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・信頼性の確保に関するシステムの整備 ・内部監査、マネージメントレビュー等評価体制の整備 ・内部精度管理に関する手順書の作成 ・文書管理及び記録管理に関する手順書の作成 <p>上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。</p> <p>A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p>	<p>標準物質管理手順書、試験品取扱手順書及び付随する標準作業書についての検討を開始した。</p> <p>c 文書管理手順書及び記録管理手順書を作成し、信頼性保証体制の構築等、信頼性の確保に関するシステムの整備に努めた。</p> <p>A A A A</p>
<p>ウ 肥料及びその原料の分析・鑑定等の受託</p> <p>有害成分を含む肥料の生産・流通の防止に資するため、都道府県、農業者等から依頼を受けて肥料等の有害成分に係る分析を実施することとし、検査所において検査の内容に応じた標準処理期間内に適切に処理する。</p>	<p>ウ 肥料及びその原料の分析・鑑定等の受託</p> <p>有害成分を含む肥料の生産・流通の防止に資するため、都道府県、農業者等からの肥料等の有害成分等の依頼分析については、第2の1の(1)ア、イ及びオ、並びに(3)の業務に支障のない範囲内で実施することとし、次に掲げる標準処理期間内に適切に処理する。</p> <p>(ア) 化学分析((1) を除く。) 30 業務日</p> <p>(イ) ダイオキシン類</p>	<p>ウ 肥料及びその原料の分析・鑑定等の受託</p> <p>有害成分を含む肥料の生産・流通の防止に資するため、都道府県、農業者等からの肥料等の有害成分等の依頼分析については、業務に支障のない範囲で実施することとし、次に掲げる標準処理期間内に適切に処理する。</p> <p>(ア) 化学分析((1) を除く。) 30 業務日</p> <p>(イ) ダイオキシン類分析 60 業務日</p> <p>(ウ) 栽培試験(水稻等栽培期間の長い</p>	<p>肥料及びその原料の分析・鑑定等の受託</p> <p>【各年度における評価】</p> <p>指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。</p> <p>A 評価：2 点、B 評価：1 点、C 評価：0 点</p> <p>A: 満点 × 90% 以上 B: 満点 × 50% 以上かつ満点 × 90% 未満 C: 満点 × 50% 未満</p> <p>「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点</p> <p>・化学分析についての30 業務日以内の実施(依頼がなかった場</p>	<p>ウ 肥料及びその原料の分析・鑑定等の受託</p> <p>有害成分を含む肥料の生産・流通の防止に資するため、都道府県、農業者等からの肥料等の有害成分等の依頼分析については、1 件(栽培試験) 実施し、標準処理期間90 業務日以内に処理した。</p> <p>また、標準処理期間内に依頼分析を適切に処理するため、次に掲げる事項を実施した。</p> <p>(ア) 専門技術的知見の必要性が低い作業等について整理・検討し、電気加熱原子吸光分析用標準液の調製をアウトソーシングして業務の合理化を図った。</p> <p>(イ) 日本土壌肥料学会等12 件に延べ20 名参加し、最新の分析・鑑定手法に関する</p> <p>A (8点/8点)</p>

	<p>分析 60業務日</p> <p>(ウ) 栽培試験(水稻等栽培期間の長い作物を用いた試験は除く。 90業務日</p> <p>(I) 鑑定(肉骨粉等のエライザ法による場合は化学分析として扱う。) 20業務日</p> <p>また、標準処理期間内に上記の依頼分析を適切に処理するため次に掲げる取組を行う。</p> <p>(ア) 専門技術的知見の必要性が低い作業等アウトソーシングの推進で検査業務全体の合理化を図る。</p> <p>(イ) 最新の分析・鑑定手法の導入に努め、分析・鑑定業務の効率化を図る。</p> <p>(ウ) 稟議手続の合理化による事務処理の効率化を図る。</p>	<p>作物を用いた試験は除く。) 90業務日</p> <p>(I) 鑑定(肉骨粉等のエライザ法による場合は化学分析として扱う。) 20業務日</p> <p>また、標準処理期間内に上記の依頼分析を適切に処理するため次に掲げる取組を行う。</p> <p>(ア) 専門技術的知見の必要性が低い作業等は、アウトソーシングの推進により検査業務全体の合理化を図る。</p> <p>(イ) 分析・鑑定手法の効率化を図るため、最新の分析・鑑定手法の文献・報文の収集を行う。</p> <p>(ウ) 稟議手続きの合理化による事務処理の効率化を図る。</p>	<p>合は、当該事項の評価は行わない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類分析についての60業務日以内の実施(依頼がなかった場合は、当該事項の評価は行わない。) ・栽培試験についての90業務日以内の実施(依頼がなかった場合は、当該事項の評価は行わない。) ・鑑定についての20業務日以内の実施(依頼がなかった場合は、当該事項の評価は行わない。) ・アウトソーシングの推進による検査業務全体の合理化 ・最新の分析・鑑定手法導入による効率化 ・稟議手続きの合理化による事務処理の効率化 <p>上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。</p> <p>A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p>	<p>る文献・報文の収集を行い、分析・鑑定業務の効率化を図った。</p> <p>(ウ) 稟議手続の合理化による事務処理の効率化について検討した。</p>	<p>-</p> <p>A</p> <p>-</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>
<p>工 公定規格の改正等に資する調査研究等業務</p> <p>肥料の安全性の確保に資するため、肥料に含まれる有害成分の評価手法について、毎年度適正な評価を図りつつ、有害成分を含有する肥料の連用による有害成</p>	<p>工 公定規格の改正等に資する調査研究等業務</p> <p>(ア) 人畜に被害を生じるおそれがある農産物の生産を防止し、食品の安全性確保を万全なものとするため、肥料施用による農産物への安全性の適</p>	<p>工 公定規格の改正等に資する調査研究等業務</p> <p>(ア) 人畜に被害を生じるおそれがある農産物の生産を防止し、食品の安全性確保を万全なものとするため、肥料施用による農産物への安全性の適</p>	<p>公定規格の改正等に資する調査研究業務</p> <p>【各年度における評価】</p> <p>指標 = 中期計画において規定されている適正評価手法等の改正等に資するため、以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。</p>	<p>工 公定規格の改正等に資する調査研究等業務</p> <p>(ア) 人畜に被害を生じるおそれがある農産物の生産を防止し、食品の安全性確保を万全なものとするため、肥料施用による農産物への安全性の適正評価手法を確立し、もって、肥料の安全性規格基準等の改正に資する</p>	<p>A (12点/12点)</p>

分の土壌蓄積等、3 課題の調査研究の結果を取りまとめて公表するとともに、速やかに検査・分析業務に導入する。

正評価手法を確立し、もって、肥料の安全性規格基準等の改正に資するため、カドミウム含有肥料等の連用による土壌へのカドミウムの蓄積等、次に掲げる肥料の安全性に関する課題を中心に調査を行い、毎年度開催される「肥料等技術検討会」による外部委員の評価を踏まえ、適正な見直しを図りつつ、中期目標期間中に中間報告を含め3課題の調査結果を取りまとめ公表するとともに、農林水産省に報告する。

a 有害成分を含有する肥料の連用によるカドミウム等有害成分の土壌への蓄積と作物の吸収に関する調査

b 有害成分の土壌中における変化と作物吸収の相関に関する調査

c 肥料の原料に使用されるおそれのある産業廃棄物等に含まれる有害物質に関する調査

正評価手法を確立し、もって、肥料の安全性規格基準等の改正に資するため、以下の調査を実施する。

a 汚泥肥料の連用によるカドミウム等の土壌への蓄積、作物への吸収試験

b 汚泥肥料の大量施用による作物へのカドミウム等の吸収試験

c カドミウムの土壌中における形態の変化に関する調査

d 産業廃棄物中の有害物質の含有実態調査

e 肥料原料のりん鉱石中における重金属の含有実態調査

A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点

A:満点×90%以上
B:満点×50%以上かつ満点×90%未満
C:満点×50%未満

「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点

- ・汚泥肥料の連用によるカドミウム等の土壌への蓄積、作物の吸収に関する試験の実施
- ・有害成分の土壌中における変化と作物吸収の相関に関する調査の実施
- ・産業廃棄物等に含まれる有害物質に関する調査の実施
- ・「肥料等技術検討会」で外部委員による評価を踏まえた適正な見直し

ため、以下の調査を実施した。

- a 汚泥肥料の連用によるカドミウム等の土壌への蓄積、農作物への吸収試験として、大豆へのカドミウム等の残留・吸収試験を実施した。
- b 汚泥肥料の大量施用による農作物へのカドミウム等の吸収試験として、大豆へのカドミウム等の吸収試験を実施した。 A
- c カドミウムの土壌中における形態の変化に関する調査として、肥料中のカドミウム全量、ク溶性カドミウム、水溶性カドミウムを分析調査し、特に汚泥肥料については有機結合態カドミウムについても分析調査を実施した。 A
- d 産業廃棄物中の有害物質の含有実態調査として、21事業場から96点の建築廃棄物を収集し、ひ素、カドミウム等の重金属及び有機塩素系残留農薬の含有実態を調査した。 A
- e 肥料原料のりん鉱石中における重金属の含有実態調査として、5カ国から輸入された95点の試料を収集し、ひ素、カドミウム等の重金属の含有実態を調査した。

	<p>(1) 肥料の安全性の確保に資するための肥料等に含まれる有害成分の評価方法や、検査の迅速化・信頼性の確保に資する観点及び最新の科学的知見に基づく分析・鑑定手法の調査・検討を実施し、毎年度開催される「肥料等技術検討会」で外部委員の評価を踏まえ、適正な見直しを図りつつ、調査結果を取りまとめる。</p> <p>なお、農林水産省から要請のあった課題については他の調査に優先して対応し、指定された期間内に報告する。</p>	<p>(1) 肥料の安全性の確保に資するための肥料等に含まれる有害成分の評価方法や、検査の迅速化・信頼性の確保に資する観点から、以下の調査・検討を実施する。</p> <p>a 汚泥肥料中の重金属の分析法の検討</p> <p>b 汚泥肥料中の水分測定法の検討</p> <p>また、調査を効率的かつ的確に実施するため、学識経験者等で構成する「肥料等技術検討会」を開催し、本年度に実施した調査結果の評価とともに、来年度の調査計画の検討を行う。</p> <p>なお、農林水産省から要請のあった課題については他の調査に優先して対応し、指定された期間内に報告する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・有害成分の評価方法や分析、鑑定手法の調査・検討 ・「肥料等技術検討会」で外部委員による評価を踏まえた適正な見直し ・農林水産省からの要請のあった課題における期間内の報告(要請がなかった場合は、本事項の評価は行わない。) <p>上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。</p> <p>A: 計画どおり達成した B: 概ね計画どおり達成した C: 計画どおり達成できなかった</p>	<p>(1) 肥料の安全性の確保に資するための肥料等に含まれる有害成分の評価方法や、検査の迅速化・信頼性の確保に資する観点から、以下の調査・検討を行った。</p> <p>a 汚泥肥料中の重金属の分析法として、水銀及びヒ素について試料の分解時間の短縮を目的とした改良を行い、あわせて分析法の信頼性の確保の調査・検討を実施した。</p> <p>b 汚泥肥料中の水分測定法として、加熱減量方式の水分計を用いて測定時間の短縮を目的とした改良を行い、あわせて信頼性の確保の調査・検討を実施した。</p> <p>また、学識経験者等7名による「肥料等技術検討会」を19年3月に開催し、調査結果の評価を行うとともに、平成19年度の調査計画の検討を行い、調査の効率的かつ的確な実施に努めた。</p> <p>なお、農林水産省から要請された課題はなかった。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>-</p>
<p>オ 牛海綿状脳症のまん延防止に係る業務 牛海綿状脳症のまん延防止のため、肥料用の肉骨粉等の家畜用飼料への誤用・流用防止等の観点から、肥料原料用の肉</p>	<p>オ 牛海綿状脳症のまん延防止に係る業務 我が国において牛海綿状脳症が発生したことを踏まえ、牛海綿状脳症の発生防止を万全なものとするため、</p>	<p>オ 牛海綿状脳症のまん延防止に係る業務 我が国において牛海綿状脳症が発生したことを踏まえ、牛海綿状脳症の発生防止を万全なものとするため、</p>	<p>牛海綿状脳症のまん延防止に係る業務</p> <p>【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の</p>	<p>オ 牛海綿状脳症のまん延防止に係る業務</p> <p>我が国において牛海綿状脳症が発生したことを踏まえ、牛海綿状脳症の発生防止を万全なものとするため、 (ア) 牛の部位を原料とする肥</p>	<p>A</p> <p>(8点/8点)</p>

<p>骨粉等の製造基準適合確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認められた製造事業場を公表する。</p>	<p>(ア) 牛の部位を原料とする肥料について、せき柱等が混合していないことに関し、農林水産大臣から確認検査の指示があったものについては、適切に検査を実施し、農林水産大臣からの確認書の交付状況を公表する。</p> <p>(1) 肥料用の肉骨粉等の家畜用飼料への誤用・流用防止等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等の製造基準適合確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認められた製造事業場を公表する。</p>	<p>るため、</p> <p>(ア)牛の部位を原料とする肥料について、せき柱等が混合していないことに関し、農林水産大臣から確認検査の指示があったものについては、適切に検査を実施し、農林水産大臣からの確認書の交付状況を公表する。</p> <p>(1)肥料用の肉骨粉等の家畜用飼料への誤用・流用防止等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等の製造基準適合確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認められた製造事業場を公表する。</p>	<p>区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A:満点×90%以上 B:満点×50%以上かつ満点×90%未満 C:満点×50%未満</p> <p>「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・牛の部位を原料とする肥料について、農林水産大臣からの確認検査指示に対する適切な検査の実施(指示がなかった場合は、本事項の評価は行わない。) ・確認書の交付状況の公表(指示がなかった場合は、本事項の評価は行わない。) ・肥料原料用の肉骨粉等の製造基準適合確認検査の実施(確認申請がなかった場合は、本事項の評価は行わない。) ・製造基準に適合するものであると認められた製造事業場の公表(確認申請がなかった場合は、本事項の評価は行わない。) <p>上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。 A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p>	<p>料について、せき柱等が混合していないことに関し、農林水産大臣から確認検査の指示があった製造事業場(4事業場)については、適切に製造基準適合確認検査を実施し、その結果をホームページで公表した。</p> <p>(1) 肥料用の肉骨粉等の家畜用飼料への誤用・流用防止等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等の製造事業場(36事業場)に対して製造基準適合確認検査を実施した。結果についてはホームページで公表した。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>
<p>(2) (1)の業務に附帯する業務 ア 標準試料の配布 有害成分を含む肥</p>	<p>(2) (1)の業務に附帯する業務 ア 標準試料の配布 有害成分を含む肥</p>	<p>(2) (1)の業務に附帯する業務 ア 標準試料の配布 有害成分を含む肥</p>	<p>(2) (1)の業務に附帯する業務 標準試料の配布 【各年度における評価】</p>	<p>(2) (1)の業務に附帯する業務 ア 標準試料の配布 有害成分を含む肥料の生産</p>	<p>A (6点/6点)</p>

料の生産・流通の防止に資するため、肥料分析の正確さ及び精度の維持に必要な標準試料を2年に1回作成して保管する。また、標準試料の配布は、申請を受理した日から業務日数で7日以内に行う。

料の生産・流通の防止に資するため、肥料分析の正確さ及び精度の維持に必要な標準試料を2年に1回作成して保管する。また、標準試料の配布は、稟議手続の合理化と発送資材の常備等、処理の迅速化を図り申請を受理した日から業務日数で7日以内に行う。

さらに、従来から作成している標準試料とは異なる成分の標準試料について、作成の可否を検討し、必要であれば同様に作成する。

料の生産・流通の防止に資するため、肥料分析の正確さ及び精度の維持に必要な標準試料として2種類の化成肥料を作成し適切に保管する。

また、標準試料の配布は、稟議手続の合理化と発送資材の常備等、処理の迅速化を図り申請を受理した日から業務日数で7日以内に行う。

なお、従来から作成している標準試料とは異なる成分の標準試料の作成の必要性については、「肥料分析標準試料調製委員会」において検討する。

指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計

以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。

A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点

A: 満点 × 90%以上

B: 満点 × 50%以上かつ満点 × 90%未満

C: 満点 × 50%未満

「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点

- ・標準試料2種類の作成(作成の必要がなかった年度については、本事項は評価しない。)及び適切な保管
- ・申請を受理した日から7業務日以内の標準試料の配布(申請がなかった場合は本事項の評価は行わない。)
- ・従来から作成している標準試料とは異なる成分の標準試料について可否の検討

上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。

年度計画において数値目標が定められている項目

A: 達成度合100%以上

B: 達成度合70%以上100%未

C: 達成度合70%未満

年度計画において定性的目標が定められている項目

A: 計画どおり達成した

B: 概ね計画どおり達成した

・流通の防止に資するため、肥料分析の正確さ及び精度の維持に必要な標準試料として2種類の標準試料(高度化成肥料及び普通化成肥料)を作成し、適切に保管した。

また、標準試料の配布は、稟議手続の合理化と発送資材の常備等、処理の迅速化を図り申請のあった47本について、申請を受理した日から業務日数で7日以内に行った。

なお、従来から作成している標準試料とは異なる成分の標準試料の作成の必要性について、「肥料分析標準試料調製委員会」において検討を行い、新たな成分の標準試料(汚泥肥料)について平成22年度までに作成することとした。

A

A

A

<p>イ 研修及び指導 法令の遵守、有害成分を含む肥料の生産・流通の防止に資するため、肥料の取締りを行う都道府県職員、生産業者等を対象に、法令又は肥料の検査技術に関する研修の実施、講師の派遣等を行う。</p>	<p>イ 研修及び指導 肥料の取締りを行う都道府県職員の検査技術の向上と、生産業者等における肥料の安全性管理技術の向上等を図るため、これらを対象として、法令又は肥料の検査技術等に関する研修及び講師の派遣を合わせて年20回以上実施する。</p>	<p>イ 研修及び指導 肥料の取締りを行う都道府県職員の検査技術の向上と、生産業者等における肥料の安全性管理技術の向上等を図るため、法令又は肥料の検査技術等に関する研修及び講師の派遣を合わせて20回以上実施する。</p>	<p>C:計画どおり達成できなかった</p> <p>研修及び指導等 【各年度における評価】 指標 = 中期計画において定められている研修及び講師の派遣</p> <p>A:20回以上実施 B:14回～19回実施 C:13回以下実施</p>	<p>イ 研修及び指導 研修及び指導として、法令又は肥料の検査技術等に関する研修及び講師の派遣を計20回（法令関係12回及び検査技術関係8回）行い、肥料の取締りを行う都道府県職員の検査技術の向上と、生産業者等における肥料の安全性管理技術の向上等を図った。</p> <p style="text-align: right;">A</p>
<p>(3) 肥料取締法に基づく立入検査、質問及び収去等業務 ア 肥料取締法に基づく立入検査については、有害成分を含むおそれの高い肥料の生産業者に重点化することとし、全体の立入検査事業所数に占める割合を平成17年度を基準として30%増加させる。 また、立入検査時の収去については、有害成分を含むおそれの高い肥料に重点化することとし、全体の収去点数を平成17年度を基準として50%増加させる。</p>	<p>(3) 肥料取締法に基づく立入検査、質問及び収去等業務 ア 肥料取締法に基づく立入検査については、有害成分を含むおそれの高い肥料の生産業者への重点化を図ることとし、全体の立入検査事業所数に占める割合を平成17年度を基準として中期目標期間中に30%増加させる。 また、立入検査時の収去については、有害成分を含むおそれの高い肥料に重点化することとし、全体の収去点数に占める割合を平成17年度を基準として中期目標期間中に50%増加させるため、次</p>	<p>(3) 肥料取締法に基づく立入検査、質問及び収去等業務 ア 肥料取締法に基づく立入検査については、有害成分を含むおそれの高い肥料の生産業者への重点化を図ることとし、全体の立入検査事業所数に占める割合を平成17年度を基準として中期目標期間中に30%増加させる。 また、立入検査時の収去については、有害成分を含むおそれの高い肥料に重点化することとし、全体の収去点数に占める割合を平成17年度を基準として中期目標期間中に50%増加させるため、次</p>	<p>(3) 肥料取締法に基づく立入検査、質問及び収去等業務 肥料取締法の規定による立入検査、質問及び収去 【各年度における評価】 指標 = 各小項目の評価点数の合計</p> <p>各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A:満点×90%以上 B:満点×50%以上かつ満点×90%未満 C:満点×50%未満</p> <p>「満点」=「以下に掲げる小項目のうち評価を行う事項数」×2点</p>	<p>(3) 肥料取締法に基づく立入検査、質問及び収去等業務 ア 肥料取締法に基づく立入検査及び立入検査時の収去について、次に掲げる事項を推進し、有害成分を含むおそれの高い肥料の生産業者への重点化を図ることにより、汚泥肥料等の生産事業場への立入検査及び収去点数を前年度に対してそれぞれ7ポイント増加させ、安全性確保の充実を図った。</p> <p style="text-align: right;">A (6点/6点)</p>

に掲げる事項を推進する。

(ア) 汚泥肥料等、有害成分を含有するおそれが高い肥料以外の普通肥料の生産事業場については、過去5カ年の立入検査の結果に基づき、食品工業、化学工業等の副産物を原料に使用する生産事業場等に対して立入検査の重点化を図ることにより、立つ検査件数と収去点数を中期目標期間中にいずれも30%以上削減するとともに、

(イ) 汚泥肥料等、有害成分を含有するおそれが高い肥料の生産事業場に対する立入検査件数と収去件数を中期

に掲げる事項を推進する。

(ア) 汚泥肥料等、有害成分を含有するおそれが高い肥料以外の普通肥料の生産事業場については、過去5カ年の立入検査の結果に基づき、食品工業、化学工業等の副産物を原料に使用する生産事業場等に対して立入検査の重点化を図ることにより、立つ検査件数と収去点数をいずれも10%以上削減するとともに、

(イ) 汚泥肥料等、有害成分を含有するおそれが高い肥料の生産事業場に対する立入検査件数と収去件数をそれ

立入検査件数等の削減

【各年度における評価】
指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計

以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。

A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点

A: 満点 × 90%以上
B: 満点 × 50%以上かつ満点 × 90%未満
C: 満点 × 50%未満

「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点

- ・立入検査件数の削減
平成18年度44件以上の削減
(平成17年度：434件)
- ・収去件数の削減
平成18年度92件以上の削減
(平成17年度：919件)

上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成率を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。

A: 達成度合100%
B: 達成度合70%以上100%未満
C: 達成度合70%未満

汚泥肥料等の立入検査件数等の増加

【各年度における評価】
指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計

(ア) 汚泥肥料等、有害成分を含有するおそれが高い肥料以外の普通肥料の生産事業場については、過去5カ年の立入検査の結果に基づき、食品工業、化学工業等の副産物を原料に使用する生産事業場等に対して立入検査の重点化を図ることにより、立つ検査件数と収去点数をそれぞれ10.1%及び16.9%削減した。

A
(4点/4点)

A

A

(イ) 汚泥肥料等の有害成分を含有するおそれが高い肥料の生産事業場に対する立つ検査件数と収去件数をそれぞれ20.6%及び24.5%増加した。

A
(4点/4点)

<p>立入検査の結果の報告については、中間中に、農林水産大臣の指示から報告までに要する期間を、現行の目標期間(40日)に対して10%短縮する。</p>	<p>目標期間中にそれぞれ30、50%以上増加させることとする。</p> <p>また、立入検査の結果の報告については、農林水産省の指示から報告までの目標期間(40日)を中期目標期間中に10%短縮させるため、次に掲げる事項を推進する。 (ア) 有害成分ごとに、集中的に分析・鑑定を行うこと</p>	<p>それぞれ10、20%以上増加する。</p> <p>また、立入検査の結果の報告については、農林水産省の指示から報告までの目標期間(40日)を中期目標期間中に10%短縮させるため、次に掲げる事項を推進する。 (ア) 有害成分ごとに集中的に分析・鑑定を行うことによ</p>	<p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A:満点×90%以上 B:満点×50%以上かつ満点×90%未満 C:満点×50%未満</p> <p>「満点」=「以下に掲げる小項目のうち評価を行う事項数」×2点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚泥肥料等の生産事業場に対する立入検査件数の増加 平成18年度25件以上の増加 (平成17年度：243件) ・汚泥肥料等の収去点数の増加 平成18年度43件以上の増加 (平成17年度：212件) <p>上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。 A:達成度合100% B:達成度合70%以上100%未満 C:達成度合70%未満</p> <p>立入検査の結果報告 【各年度における評価】 指標 = 中期計画において規定されている報告までに要する期間の短縮を図るため、以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p>	<p>また、立入検査の結果の報告については、次に掲げる事項を推進し、農林水産省の指示から報告までに要する期間を、現行の目標期間(40日)に対して2.5%(39日)削減した。 (ア) 収去品の検査については、成分分析点数として11,524点実施した。検査の効率化を図るため、このうち、汚泥肥料の原料の溶出試験(23</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A (8点/8点)</p>
---	---	--	---	--	--

	<p>により検査の効率化を図る。</p> <p>(イ) 専門技術的知見の必要性が低い作業等についてアウトソーシングを推進することにより業務の合理化を図る。</p> <p>(ウ) 最新の分析・鑑定手法の導入に努め、分析・鑑定業務の効率化を図る。</p> <p>(I) インターネットVPNの活用により、本部への報告等事務処理の効率化を図る。</p>	<p>り検査の効率化を図るため、汚泥肥料の原料を本部に集約して溶出試験の分析を実施する。</p> <p>(イ) 専門技術的知見の必要性が低い作業等についてはアウトソーシングを推進することにより業務の合理化を図る。</p> <p>(ウ) 分析・鑑定業務の効率化を図るため、最新の分析・鑑定手法に関する文献・報文の収集を行う。</p> <p>(I) インターネットVPNの活用により、本部への報告等事務処理の効率化を図るため、インターネットVPNへの掲載様式を作成する。</p>	<p>A:満点×90%以上 B:満点×50%以上かつ満点×90%未満 C:満点×50%未満</p> <ul style="list-style-type: none"> 有害成分毎の集中的な分析・鑑定による効率化 アウトソーシングの推進による業務の合理化 最新の分析・鑑定手法の導入による効率化 インターネットを活用した本部への報告等事務処理の効率化 <p>上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。</p> <p>A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p>	<p>件、413点)を本部で集中して実施した。</p> <p>(イ) 業務の合理化を図るため、専門技術的知見の必要性が低い作業等について整理・検討し、電気加熱原子吸光分析用標準液の調製のアウトソーシングを実施した。</p> <p>(ウ) 分析・鑑定業務の効率化を図るため、日本土壤肥料学会等12件に延べ20名が参加し、最新の分析・鑑定手法に関する文献・報文の収集を行った。</p> <p>(I) 本部への報告等の事務処理の効率化を図るため、立入検査実施計画等について、インターネットVPNへの掲載様式を定め、活用した。</p>	<p>A A A A</p>
<p>イ 有害成分に汚染された肥料の生産・流通等により、肥料に起因し人畜に被害を生じるおそれが生じた場合等の緊急時において、汚染された肥料の流通防止を図るため、農林水産大臣からの指示に従い、機動的かつ効率的に立入検査、収去品の分析等を実施するとともに、速やか</p>	<p>イ 有害成分に汚染された肥料の生産・流通等により、肥料に起因し人畜に被害を生じるおそれが生じた場合等の緊急時において、汚染された肥料の流通防止を図るため、農林水産大臣からの指示に沿って、事務所横断的な緊急検査体制による対応を一層強化し、機動的かつ効率的に</p>	<p>イ 有害成分に汚染された肥料の生産・流通など肥料に起因し人畜に被害を生じるおそれが生じた場合等の緊急時において、農林水産大臣からの指示に対しては、事務所横断的な緊急検査体制による対応を一層強化し、機動的かつ効率的に立入検査、収去品の分析等を実施するすると</p>	<p>緊急時における農林水産大臣からの指示の対応 【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。</p> <p>A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A:満点×90%以上 B:満点×50%以上かつ満点×90%未満</p>	<p>イ 緊急時における農林水産大臣からの指示について、立入検査及び分析・鑑定の本部及び事務所間の情報の共有や分析・鑑定のクロスチェック等、事務所横断的な緊急検査体制による迅速な対応を実施し、農林水産大臣に報告した。</p> <p>また、立入検査の結果、公定規格に定める有害成分の基準値を超えた肥料生産業者(4件)、その他肥料取締法の遵守のために改善が必要として公表された肥料生産業者等(87</p>	<p>A (4点/4点)</p>

<p>に原因究明等を行う。</p>	<p>立入検査、収去品の分析等を実施するとともに、速やかに原因等の究明等を行い、農林水産大臣に結果を報告する。 また、このことの推進のため、「緊急立入検査マニュアル(仮称)」を整備する。</p>	<p>もに速やかに原因等の究明等を行い、農林水産大臣に結果を報告する。 また、このことを推進するため、「緊急立入検査マニュアル(仮称)」を整備する。</p>	<p>C:満点×50%未満 「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点 ・機動的・効率的な立入検査、収去品の分析等の実施、速やかな原因等の究明及び結果報告(指示がなかった場合は、本事項の評価は行わない。) ・「緊急立入検査マニュアル(仮称)」の整備 上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。 A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p>	<p>件)に対して改善指導を行った。 さらに、「緊急立入検査マニュアル」を作成し、緊急検査体制における対応の強化と機動的かつ効率的な実施の推進を図った。</p> <p style="text-align: right;">A A</p>
<p>2 飼料及び飼料添加物関係業務 (1) 飼料及び飼料添加物の検査等業務 ア 飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査 飼料の安全性を向上させるため、次に掲げる飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査を行う。</p>	<p>2 飼料及び飼料添加物関係業務 (1) 飼料及び飼料添加物の検査等業務 ア 飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査</p>	<p>2 飼料及び飼料添加物関係業務 (1) 飼料及び飼料添加物の検査等業務 ア 飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査</p>	<p>2 飼料及び飼料添加物関係業務 (1) 飼料及び飼料添加物の検査等業務 飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査 【各年度における評価】 指標 = 各小項目の評価点数の合計 各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点 A:満点×90%以上 B:満点×50%以上かつ満点×90%未満 C:満点×50%未満 「満点」=「評価を行う小項目数」×2</p>	<p>2 飼料及び飼料添加物関係業務 (1) 飼料及び飼料添加物の検査等業務 ア 飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査 飼料の安全性を向上させるため、次に掲げる調査を実施した。</p> <p style="text-align: right;">A (8点/8点)</p>

(ア) 飼料又は飼料添加物の基準・規格等に関する最新の科学的知見、諸外国における規制の状況、関係する他法令による規制の専門的・技術的な内容等の調査を実施し、当該調査結果を事業年度ごとに取りまとめる。

(イ) 飼料添加物の指

(ア) 飼料又は飼料添加物の基準・規格等に関する最新の科学的知見を文献やインターネット等により収集し、諸外国における規制の状況・情報を入力し、関係する他法令による規制の専門的・技術的な内容等の調査を実施し、当該調査結果を事業年度ごとに取りまとめる。

また、農林水産省からの要請により、農林水産省が検討を行っている飼料又は飼料添加物の基準・規格、検討資料等の妥当性について検討を行う。

(イ) 飼料添加物の指

(ア) 現在指定されている153品目のうち、15品目について、基準・規格等に関する最新の科学的知見を文献やインターネット等により収集し、外国における規制の状況・情報を入力し、関係する他法令による諸規制の専門的・技術的な内容等の調査を実施し、調査結果を取りまとめる。

また、農林水産省からの要請により、農林水産省が検討を行っている飼料又は飼料添加物の基準・規格、検討資料等の妥当性について検討を行う。

(イ) 飼料添加物の指

点

飼料添加物の調査

【各年度における評価】

指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計

以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。

A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点

A: 満点 × 90%以上

B: 満点 × 50%以上かつ満点 × 90%未満

C: 満点 × 50%未満

「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点

- ・文献等による基準・規格等に関する最新の科学的知見の収集
- ・外国の規制状況・情報の入手
- ・関係する他法令の諸規制の専門的・技術的内容等の調査の実施及び取りまとめ
- ・農林水産省が検討している飼料又は飼料添加物の基準・規格、検討資料等の妥当性の検討（要請がなかった場合は、本事項の評価は行わない。）

上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。

A: 計画どおり達成した

B: 概ね計画どおり達成した

C: 計画どおり達成できなかった

飼料添加物の動物試験の実施に

(ア) 現在、飼料添加物に指定されている153品目のうちアミノ酸12品目（アミノ酢酸、DL-アラニン、L-アルギニン、塩酸L-リジン、L-グルタミン酸ナトリウム、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン、DL-トリプトファン、L-トリプトファン、L-トレオニン、L-バリン、DL-メチオニン、硫酸L-リジン）、呈味料1品目（サッカリンナトリウム）、有機酸2品目（グルコン酸ナトリウム、フマル酸）の計15品目について、基準・規格等に関する最新の科学的知見に関する文献を収集するとともに、諸外国における規制状況の情報を入手し、関係する他法令による諸規制の専門的・技術的な内容等の調査を行い、その結果を取りまとめた。

また、農林水産省からの要請によりフィターゼに係るフィチン酸分解力試験法の改良法について妥当性を確認し、その結果を報告した。

(イ) 飼料添加物の動物試験の

A
(8点/8点)

A
A
A

A

A

<p>定に係る動物試験等の信頼性を確保するため、飼料添加物の動物試験の実施に関する基準に基づく検査を行う。</p>	<p>定に係る動物試験等の信頼性を確保するため、飼料添加物の動物試験の実施に関する基準に基づく検査を行う。</p>	<p>定に係る動物試験等の信頼性を確保するため、飼料添加物の動物試験の実施に関する基準に基づく検査を行う。</p>	<p>関する基準に基づく検査 【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A:満点×90%以上 B:満点×50%以上かつ満点×90%未満 C:満点×50%未満</p> <p>「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼料添加物の動物試験の実施に関する基準に基づく検査の実施（申請がなかった場合は、本項目の評価は行わない。） <p>上記の事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価の方法は以下のとおりとする。 A:実施した C:実施せず</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国における規制の状況の調査の実施 ・関係する他法令による規制の専門的・技術的な内容等の調査の実施 <p>上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。</p>	<p>実施に関する基準に基づく検査は実施しなかった。(4点/4点)</p>	-	A	A
<p>また、農薬検査所と連携・協力し、飼料添加物の動物試験の実施に関する基準、OECD安全性試験実施基準等、諸外国における規制の状況、関係する他法令による規制の専門的・技術的な内</p>	<p>また、農薬検査所と連携・協力し、飼料添加物の動物試験の実施に関する基準、OECD安全性試験実施基準等、諸外国における規制の状況、関係する他法令による規制の専門的・技術的な内</p>	<p>また、独立行政法人農薬検査所と連携・協力し、飼料添加物の動物試験の実施に関する基準、OECD安全性試験実施基準等、外国における規制の状況、関係する他法令による規制の専門的・技</p>		<p>また、国内のGLP基準について、独立行政法人農薬検査所等と連携し、計6GLPの取りまとめを行った。さらに、EU5カ国における飼料添加物のGLP制度に関する調査を実施し、取りまとめた。</p>			

<p>容等の調査を行い、当該調査結果を取りまとめる。</p>	<p>容等の調査を行い、当該調査結果を取りまとめる。</p>	<p>術的な内容等の調査を行い、当該調査結果を取りまとめる。</p>	<p>A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p>		
<p>(ウ) 飼料及び飼料添加物の分析法の公定法化に資するため、検査法の開発・改良を中期目標期間中に実施するとともに、分析法の解説書を作成する。分析法の開発・改良の結果は、事業年度ごとに取りまとめて公表する。</p>	<p>(ウ) 飼料及び飼料添加物の分析法の公定法化に資するため、検査分析法の開発又は改良を行う成分を年度計画に定めて中期目標期間中に30件以上の分析法の開発又は改良を実施するとともに、その結果を事業年度ごとに取りまとめて公表する。中期目標期間中に分析法全般の解説書を作成する。</p>	<p>(ウ) 飼料及び飼料添加物の分析法の公定法化に資するため、次の分析法の開発又は改良を実施するとともに、その結果を取りまとめて公表する。 a. シアン化水素の分析法 b. クエン酸モランテルの分析法(改良) c. アンプロリウムの分析法(改良) d. アフラトキシンの分析法(改良) e. オクラトキシンの分析法(改良) f. ゼアラレノンの分析法(改良) g. HT-2トキシンの分析法</p>	<p>分析法の開発又は改良 【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A:満点×90%以上 B:満点×50%以上かつ満点×90%未満 C:満点×50%未満</p> <p>「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度計画に定めた分析法の開発又は改良の実施 ・事業年度ごとに結果を取りまとめて公表 <p>上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき、達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。 A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p>	<p>(ウ) 飼料及び飼料添加物の分析法の公定法化に資するため、検査技術の向上を目的として、粗脂肪、HT-2トキシシン、イミダクロプリド、カルタップ、カルベンダジム、チオシクラム、チオフアネートメチル、トラロメトリン、トリシクラゾール、ベノミル、ベンスルタップ、ゴシポール、シアン化水素、アピラマイシン、サリノマイシンナトリウム、ナラシン、モネンシンナトリウム、クエン酸モランテル、アンプロリウム、アフラトキシシン、オクラトキシシン、ゼアラレノンの合計22成分(14件)の分析法の開発又は改良を行い、調査結果をとりまとめた。</p> <p>また、既存の分析法全般について見直し飼料分析基準全面改正案を取りまとめた。</p>	<p>A (4点/4点)</p>
<p>(I) 飼料等に関する基準・規格等の改善に資するため、飼料等に関する国際機関の基準・規</p>	<p>(I) 飼料等に関する基準・規格等の改善に資するため、ISO/TC34/SC10の国内</p>	<p>(I) 飼料等に関する基準・規格等の改善に資するため、以下の業務を行う。</p>	<p>基準・規格等の改善 【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計</p>	<p>(I) 飼料等に関する基準・規格等の改善に資するため、以下の業務を行った。 a. 亜鉛、鉄、銅及びマンガンについて、我が国の</p>	<p>A (4点/4点)</p>

<p>格等の策定に参画する。</p>	<p>審議団体として、規格基準等の策定に参画するとともに、必要に応じてその他の国際会議等に参画する。</p>	<p>a . 国際基準との比較検討 b . 国際基準設定のための共同試験への参加 c . 必要に応じて I S O 会議に参加するとともに、国際規格案等への意見の提出</p>	<p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A 評価： 2 点、B 評価： 1 点、C 評価： 0 点 A: 満点 × 90% 以上 B: 満点 × 50% 以上かつ満点 × 90% 未満 C: 満点 × 50% 未満 「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」× 2 点 ・ 国際基準との比較検討 ・ I S O / T C 3 4 / S C 1 0 の国内審議団体として、基準規格等の策定に参画 ・ 国際会議等に参画（必要に応じて本事項の評価は行わない） 上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき、達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。 A: 計画どおり達成した B: 概ね計画どおり達成した C: 計画どおり達成できなかった</p>	<p>公定法（飼料分析基準）と国際基準（ I S O ）法との定量値の差異の原因を確認するため検討を行った。 b . 該当する試験がなかったため、国際基準設定のための共同試験への参加はなかった。 c . I S O / T C 3 4 / S C 1 0 に係る国際会議（ドイツ）に出席</p>	<p>A - A</p>
<p>イ モニタリング検査 飼料の安全性を向上させるため、次に掲げるモニタリング検査を行う。 (ア) 飼料中の飼料添加物、飼料又は飼料添加物中の有害物質、病原微生物、肉骨粉等及び遺伝</p>	<p>イ モニタリング検査 飼料の安全性を向上させるため、各事業年度ごとにモニタリング検査計画を策定し、次に掲げるモニタリング検査を行う。 (ア) 飼料中の飼料添加物、飼料又は飼料添加物中の有害物質、病原微生物、肉骨粉等及び遺伝</p>	<p>イ モニタリング検査 飼料の安全性を向上させるため、モニタリング検査計画を策定し、次に掲げるモニタリング検査を行う。 (ア) 飼料中の飼料添加物、飼料又は飼料添加物中の有害物質、病原微生物、肉骨粉等及び遺伝</p>	<p>モニタリング検査 【各年度における評価】 指標 = 各小項目の評価点数の合計 各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A 評価： 2 点、B 評価： 1 点、C 評価： 0 点 A: 満点 × 90% 以上 B: 満点 × 50% 以上かつ満点 × 90% 未満 C: 満点 × 50% 未満</p>	<p>イ モニタリング検査 飼料の安全性を向上させるため、モニタリング検査について計画を策定して次に掲げるとおり実施した。 (ア) 飼料中の飼料添加物、飼料又は飼料添加物中の有害物質、病原微生物、肉骨粉等及び遺伝子組換え体のモニタリング検査については、</p>	<p>A (12点 / 12点)</p>

子組換え体のモニタリング検査を実施し、その結果を事業年度ごとに取りまとめて公表する。
また、このうち特に広域的に流通する主要な輸入飼料穀物や乾牧草等の有害物質等による汚染状況については、四半期ごとに取りまとめて公表する。

子組換え体のモニタリング検査については、輸入飼料中の有害物質の混入等、飼料等の安全性に関する課題を勘案し、検査の必要性に応じて重点化し、モニタリング検査項目及び点数を年度計画に定めて実施する。

子組換え体のモニタリング検査については、以下のモニタリング検査項目及び点数を目標として実施する。

a . 飼料及び飼料添加物中の飼料添加物の基準・規格適合検査として、600点

b . 飼料中の農薬、かび毒、有害金属等の有害物質の基準適合検査として、25,000点

c . 飼料中の病原微生物の基準・規格適合検査として、250点

d . 飼料中の肉骨粉等の分析・鑑定として、1,000点

「満点」=「以下に掲げる小項目のうち評価を行う事項数」×2点

飼料又は飼料添加物中の飼料添加物の基準・規格適合検査

【各年度における評価】
指標 = 年度計画において規定されている検査件数の実施
平成18年度 600点
A:達成度合90%以上
B:達成度合70%以上90%未満
C:達成度合50%未満

飼料中の農薬、かび毒、有害重金属等の有害物質の基準適合検査

【各年度における評価】
指標 = 年度計画において規定されている検査件数の実施
平成18年度 25,000点
A:達成度合90%以上
B:達成度合50%以上90%未満
C:達成度合50%未満

飼料中の病原微生物の基準・規格適合検査

【各年度における評価】
指標 = 年度計画において規定されている検査件数の実施
平成18年度 250点
A:達成度合90%以上
B:達成度合50%以上90%未満
C:達成度合50%未満

飼料中の肉骨粉等の分析・鑑定

【各年度における評価】
指標 = 年度計画において規定されている検査件数の実施

以下のとおり実施し、いずれも年度計画に定めた目標を達成した。

a . 飼料及び飼料添加物中の飼料添加物の基準・規格適合検査として、656点

b . 飼料中の農薬、かび毒、有害金属等の有害物質の基準適合検査として、59,479点

c . 飼料中の病原微生物の基準・規格適合検査として、344点

d . 飼料中の肉骨粉等の分析・鑑定として、1,428点

A

S

A

A

なお、このうち農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング計画」に含まれる有害化学物質/品目についての検査を実施する際は、農林水産省が定めている「サーベイランス・モニタリングの計画・実施及び結果の評価・公表に関するガイドライン」(平成17年6月7日付け17消安第2330号農林水産省消費・安全局長通知)に従って迅速かつ的確に行い、その結果を農林水産省に報告す

モニタリング検査結果は、事業年度ごとに取りまとめ、ホームページに公表するとともに、このうち特に広域的に流通する主要な輸入飼料穀物や乾牧草等の有害物質等による汚染状況については、四半期ごとに取りまとめて公表する。

なお、このうち農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング計画」に含まれる有害化学物質/品目についての検査を実施する際は、農林水産省が定めている「サーベイランス・モニタリングの計画・実施及び結果の評価・公表に関するガイドライン」(平成17年6月7日付け17消安第2330号農林水産省消費・安全局長通知)に従って迅速かつ的確に行い、その結果を農林水産省に報告す

モニタリング検査結果は、事業年度ごとに取りまとめ、ホームページに公表するとともに、このうち特に広域的に流通する主要な輸入飼料穀物や乾牧草等の有害物質等による汚染状況については、四半期ごとに取りまとめて公表する。

なお、このうち農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング計画」に含まれる有害化学物質/品目についての検査を実施する際は、農林水産省が定めている「サーベイランス・モニタリングの計画・実施及び結果の評価・公表に関するガイドライン」(平成17年6月7日付け17消安第2330号農林水産省消費・安全局長通知)に従って迅速かつ的確に行い、その結果を農林水産省に報告す

平成18年度 1,000点
A:達成度合90%以上
B:達成度合50%以上90%未満
C:達成度合50%未満

モニタリング検査結果の取りまとめ等

【各年度における評価】
指標=以下に掲げる事項の評価点数の合計

以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。
A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点

A:満点×90%以上
B:満点×50%以上かつ満点×90%未満
C:満点×50%未満

「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点

- ・事業年度ごとに取りまとめてホームページに公表
- ・広域的に流通する主要な輸入飼料穀物や乾牧草等の有害物質等による汚染状況の四半期ごとの取りまとめ
- ・「サーベイランス・モニタリング計画・実施及び結果の評価・公表に関するガイドライン」に従った実施
- ・農林水産省への結果報告の実施

上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき、達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。。

A:計画どおり達成した

モニタリング検査結果については、事業年度ごとに取りまとめ、ホームページに公表した。このうち特に広域的に流通する主要な輸入飼料穀物や乾牧草等の有害物質等による汚染状況については、四半期ごとに取りまとめて公表した。

なお、このうち農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング計画」に含まれる有害化学物質/品目についての検査を実施する際は、農林水産省が定めている「サーベイランス・モニタリングの計画・実施及び結果の評価・公表に関するガイドライン」(平成17年6月7日付け17消安第2330号農林水産省消費・安全局長通知)に従って迅速かつ的確に行い、その結果を農林水産省に報告した。

A
(8点/8点)

A

A

A

A

<p>る。</p> <p>(イ) 抗菌性飼料添加物を含む飼料の適正使用に資するため、畜産農家等における抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査を動物医薬品検査所及び都道府県と連携して実施し、その結果を事業年度ごとに取りまとめて公表する。</p>	<p>る。</p> <p>(イ) 抗菌性飼料添加物を含む飼料の適正使用に資するため、畜産農家等における抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査を動物医薬品検査所及び都道府県と連携して実施し、その結果を事業年度ごとに取りまとめて公表する。</p>	<p>る。</p> <p>(イ) 抗菌性飼料添加物を含む飼料の適正使用に資するため、畜産農家等における抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査を動物医薬品検査所及び都道府県と連携して実施し、取りまとめて公表する。</p>	<p>B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p> <p>耐性菌モニタリング調査 【各年度における評価】 指標 = 年度計画において規定されている調査の実施、取りまとめ及び公表</p> <p>A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p>	<p>(イ) 畜産農家等における抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査を動物医薬品検査所及び47都道府県と連携して調査を実施した。また、その結果を取りまとめるため、動物医薬品検査所と共同で作業を実施した。</p> <p>なお、本調査の耐性菌発現状況結果は家畜衛生週報（農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課・動物衛生課発行）に掲載予定である。</p>	<p>A</p>
<p>ウ 飼料の使用に起因する家畜被害発生時の対応</p> <p>飼料の使用に起因する有害畜産物の生産若しくは家畜等の被害の発生又は有害な飼料の流通が確認された場合に被害の拡大等を確実に防止する観点から、農林水産省、都道府県等と連携して有害な飼料の流通実態の把握、原因の究明等を行う。</p>	<p>ウ 飼料の使用に起因する家畜被害発生時の対応</p> <p>飼料の使用に起因する有害畜産物の生産若しくは家畜等の被害の発生又は有害な飼料の流通が確認された場合に被害の拡大等を確実に防止する観点から、農林水産省、都道府県等と連携して迅速かつ適切に有害な飼料の流通実態の把握、原因の究明等を行うため必要な検査等を行う。また、迅速かつ適切に行うために「緊急時対応マニュアル(仮)」の整備を行う。</p>	<p>ウ 飼料の使用に起因する家畜被害発生時の対応</p> <p>飼料の使用に起因する有害畜産物の生産若しくは家畜等の被害の発生又は有害な飼料の流通が確認された場合に被害の拡大等を確実に防止する観点から、農林水産省及び都道府県等と連携して迅速かつ適切に有害な飼料の流通実態の把握、原因の究明等を行うため必要な検査等を行う。また、迅速かつ適切に行うために「緊急時対応マニュアル(仮称)」の整備を行う。</p>	<p>飼料の使用に起因する家畜被害発生時等の対応</p> <p>【各年度における評価】 指標 = 有害な飼料の流通実態、原因究明等のための検査等の実施</p> <p>(必要がなかった場合は、本項目の評価は行わない。)</p> <p>A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p>	<p>ウ 飼料の使用に起因する家畜被害発生時等の対応</p> <p>飼料の使用に起因する有害畜産物の生産若しくは家畜等の被害発生又は有害な飼料の流通が確認された場合における被害の拡大等を確実に防止する観点から農林水産省及び都道府県等と連携し、次に掲げる事項について迅速かつ適切に対応した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エンドファイト毒素による中毒が疑われる家畜被害の原因究明のため、給与した輸入乾牧草等の分析を実施した(14件、21点)。 ・ジゼロシン中毒が疑われる事例の原因究明のため、飼料の分析を実施した(1件、1点)。 <p>また、家畜被害等発生時の対応については、「立入検査、</p>	<p>A</p>

				<p>収去した飼料等の試験の実施及び違反が判明した場合に取るべき措置等の手続きに関する手順書の策定について」を緊急時の対応マニュアルとしても活用するため、農林水産省から示された措置指針に基づいて改正し、インターネットVPN等を活用した報告の迅速化等に対する整備を実施した。</p>	
<p>工 標準品等の指定 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）の規定に基づく抗生物質の常用標準品（抗菌性物質の力価を定めるための標準として、検査所が指定する特定製造番号の抗菌性物質をいう。）は、少なくとも2年に1回以上指定を行う。</p> <p>なお、常用標準品の配布は、申請を受理した日から業務日数で7日以内に行う。</p>	<p>工 標準品等の指定 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）の規定に基づく抗生物質の常用標準品（抗菌性物質の力価を定めるための標準として、検査所が指定する特定製造番号の抗菌性物質をいう。）は、抗生物質の試験に支障を生じることのないよう留意するとともに、少なくとも2年に1回以上指定を行う。</p> <p>なお、常用標準品の配布については、事務処理の迅速化により申請を受理した日から業務日数で7日以内に行う。</p>	<p>工 標準品等の指定 必要に応じて常用標準品の指定を行うとともに、常用標準品の配布については、事務処理の迅速化により申請を受理した日から業務日数で7日以内に行う。</p>	<p>標準品等の指定 【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A: 満点 × 90%以上 B: 満点 × 50%以上かつ満点 × 90%未満 C: 満点 × 50%未満</p> <p>「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 抗生物質の常用標準品の指定（作成の必要がなかった年度については、本事項は評価しない。） ・ 申請を受理した日から7業務日以内の配布（申請がなかった年度については、本事項は評価しない。） <p>上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき、達成度を</p>	<p>工 標準品等の指定 2種類の抗生物質について常用標準品の指定を行い、計19種類の常用標準品609本について、申請を受理した日から7業務日以内に配布した。</p>	<p>A (4点/4点)</p> <p>A</p> <p>A</p>

			<p>評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。</p> <p>年度計画において数値目標が定められている項目</p> <p>A:達成度合100%以上 B:達成度合70%以上100%未満 C:達成度合70%未満</p> <p>年度計画において定性的目標が定められている項目</p> <p>A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p>		
<p>オ 調査研究</p> <p>飼料の安全性及び品質を向上させるため、必要に応じて飼料の安全性及び品質に関する調査等を実施し、調査結果を取りまとめる。</p>	<p>オ 調査研究</p> <p>飼料の安全性及び品質を向上させるため、飼料の安全性及び品質改善に関する調査等のうち専門的・技術的事項に重点化し、農林水産省の要請を優先して実施し、調査結果を取りまとめる。</p>	<p>オ 調査研究</p> <p>農林水産省等からの下記委託事業について調査研究を行うとともに、緊急時等の農林水産省からの要請を優先して、調査研究を行い、調査結果を取りまとめる。</p> <p>a. 飼料中のダイオキシン型物質のスクリーニング分析手法の開発</p> <p>b. エンドファイト毒素の牛に対する影響及び畜産物残留性の解明</p> <p>c. 飼料及び堆肥に残留する除草剤の簡易判定法と被害軽減対策の確立</p> <p>d. 自給飼料のマイコトキシン汚染実態調査と簡易分析法の確立</p>	<p>調査研究</p> <p>【各年度における評価】</p> <p>指標 = 年度計画において規定されている飼料の安全性及び品質に関する調査研究の実施及び取りまとめ</p> <p>A: 計画どおり達成した B: 概ね計画どおり達成した C: 計画どおり達成できなかった</p>	<p>オ 調査研究</p> <p>飼料の安全性及び品質を向上させるため、次に掲げる調査を実施し、結果を取りまとめた。</p> <p>また、実施に当たっては農林水産省から要請された農薬8成分（イミダクロプリド、カルタップ、カルベンダジム、チオシクラム、チオファネートメチル、トラロメトリン、トリシクラゾール、ベノミル）の分析法の開発を優先し、その結果を取りまとめて報告した。</p> <p>a. 農林水産研究高度化事業「飼料中のダイオキシン型物質のスクリーニング分析手法の開発」（平成17年度から継続）に参画、飼料原料（魚油、魚粉、動物性油脂及び肉骨粉）36検体の収集及び分析並びに中核機関である動物衛生研究所への検体の提供及び結果の報告</p> <p>b. 農林水産研究高度化事業「エンドファイト毒素の牛への影響及び畜産物残留性の検</p>	A

e . 麦類等のかび毒汚染実態調査
f . 動物由来たん白質の検出法(E LISA法及びムクマト法)の開発

討(平成17年度から継続)に参画、飼養試験に用いた乾牧草中のロリトレムB114点及び飼養試験終了後の牛組織中のロリトレムB90点の分析並びに中核機関である動物衛生研究所への結果報告
c . 農林水産研究高度化事業「飼料及び堆肥に残留する除草剤の簡易判定法と被害軽減対策の確立」に参画、飼料用乾牧草中の残留除草剤クロピラリドの分析法の確立
d . 農林水産省委託プロジェクト研究「自給飼料のマイコトキシン汚染実態調査と簡易分析方法の確立」に参画、デオキシニバレノール及びゼアラレノンの簡易分析法の確立並びに飼料から検出されるマイコトキシンの種類と圃場内及びサイロ内における検出状況の調査の実施並びに中核機関である動物衛生研究所への結果報告
e . 厚生労働省との共同研究に参画、麦類等のかび毒汚染実態調査として2種類のかび毒、オクラトキシンA50点(コーングリッツ5点、ポップコーン5点、ライ麦10点、小麦粉30点)及びフモニシンB₁及びB₂各30点(雑穀米10点、コーンスターチ5点、コーングリッツ及びコーンフラワー15点)を分析
f . 動物由来たん白質の検出

				<p>法の開発 動物由来たん白質等の 検出法として、豚肉骨粉 検査分析用のELISA 法(MELISA-TEK キット)の共同分析を16 試験室で実施、チキンミ ール及びフェザーミール への適用拡大及び日本食 品衛生学会学術講演会で 結果を発表 平成18年度農林水産 省委託事業に参画、牛由 来たん白質検出用イムノ クロマトキット(試作品) の評価試験の実施及び結 果の報告 (株)森永生科学研究所と の共同研究に参画、非特 異反応除去した改良キッ トの開発及び評価試験の 実施並びに飼料分析基準 検討会に結果報告</p>	
<p>カ 牛海綿状脳症の発 生防止のための対応 我が国において牛 海綿状脳症が発生し たことを踏まえ、牛 海綿状脳症の発生防 止を万全なものとし るため、牛海綿状脳 症の発生に関する感 染源及び感染経路の 究明のための国内及 び海外の飼料工場等 に対する飼料の流通 経路等の調査を必要 に応じて行う。</p>	<p>カ 牛海綿状脳症の発 生防止のための対応 我が国において牛 海綿状脳症が発生し たことを踏まえ、牛 海綿状脳症の発生防 止を万全なものとし るため、牛海綿状脳 症の発生に関する感 染源及び感染経路の 究明のための国内及 び海外の飼料工場等 に対する飼料の流通 経路等の調査を必要 に応じて行う。</p>	<p>カ 牛海綿状脳症の発 生防止のための対応 我が国において牛 海綿状脳症が発生し たことを踏まえ、牛 海綿状脳症の発生防 止を万全なものとし るため、牛海綿状脳 症の発生に関する感 染源及び感染経路の 究明のための国内及 び海外の飼料工場等 に対する飼料の流通 経路等の調査を必要 に応じて行う。</p>	<p>牛海綿状脳症の発生防止のため の対応 【各年度における評価】 指標 = 年度計画において規定され ている牛海綿状脳症の発生に 関する感染源及び感染経路の 究明のための調査 (必要に応じて本項目の評価は行 わない。) A:実施した C:実施しなかった</p>	<p>カ 牛海綿状脳症の発生防止の ための対応</p> <p>牛海綿状脳症の発生防止を 万全なものとするため、次に 掲げる調査を実施した。 a. 24例目に係る発生農家等 への飼養状況に関する現地 調査 職員1名を2日間派 遣 b. 牛海綿状脳症の感染源及び 感染経路の調査に係る立入 調査 職員1名を1日間派 遣 c. 牛海綿状脳症の感染源及び 感染経路の究明に係る飼料 用動物性油脂の調査 d. 牛海綿状脳症の感染源等に</p>	A

				<p>関する疫学検討に係るケースコントロール調査の一環として実施した畜産農家の飼料使用実態に関する聞き取り調査 135件実施</p>	
<p>(2) 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務 特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務は、申請のあった日から業務日数で20日以内に処理する。</p>	<p>(2) 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務 特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務を適正に実施する。当該業務は、事務処理の効率化により申請を受理した日から業務日数で20日以内に処理する。</p>	<p>(2) 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務 特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務を適正に実施する。当該業務は、事務処理の効率化により申請を受理した日から業務日数で20日以内に処理する。</p>	<p>(2) 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務</p> <p>検定及び表示 【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計 (申請がなかった場合は本項目の評価は行わない。)</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A: 満点 × 90%以上 B: 満点 × 50%以上かつ満点 × 90%未満 C: 満点 × 50%未満</p> <p>「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」× 2点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飼料添加物の検定及び表示の業務の適正実施 ・ 申請のあった日から20業務日以内の処理 <p>各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき、達成度を評価することとし、その評価方法以下のとおりとする上記の各事項について、評価方法は以下のとおりとする。 年度計画において数値目標が定</p>	<p>(2) 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務</p> <p>特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示業務439件を適正に実施した。さらに、インターネットVPNを用いた台帳等管理による事務処理等の効率化により申請のあった日から20業務日以内に全て処理した。</p>	<p>A (4点/4点)</p> <p>A</p> <p>A</p>

			<p>評価は行わない。)</p> <p>各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき、以下により評価を行う。 年度計画において数値目標が定められている項目 A:達成度合90%以上 B:達成度合50%以上90%未満 C:達成度合50%未満 年度計画において定性的目標が定められている項目 A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p>		
(4) 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等業務	(4) 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等業務	(4) 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等業務	<p>(4) 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等業務 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査</p> <p>【各年度における評価】 指標 = 各小項目の評価点数の合計</p> <p>各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A:満点×90%以上 B:満点×50%以上かつ満点×90%未満 C:満点×50%未満</p> <p>「満点」=「以下に掲げる小項目のうち評価を行う事項数」×2点</p> <p>特定飼料等製造業者の登録等の申請に係る検査</p>	(4) 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等業務	A (4点/4点)
ア 特定飼料等製造業者の登録等の申請に係る検査	ア 特定飼料等製造業者の登録等の申請に係る検査	ア 特定飼料等製造業者の登録等の申請に係る検査	<p>特定飼料等製造業者の登録等の申請に係る検査</p>	ア 特定飼料等製造業者の登録等の申請に係る検査	A (4点/4点)

<p>特定飼料等製造業者の登録等の申請に係る検査については、検査に要する標準処理期間を中期計画に定め、当該標準処理期間内に検査を終了するよう努める。</p>	<p>特定飼料等製造業者（外国特定飼料等製造業者を除く。）の登録等の申請に係る検査については、検査に要する標準処理期間を業務日数で50日間と定め、事務処理の効率化を図り、当該標準処理期間内に検査を終了するよう努める。</p>	<p>特定飼料等製造業者（外国特定飼料等製造業者を除く。）の登録等の申請に係る検査については、検査に要する標準処理期間を業務日数で50日間と定め、事務処理の効率化を図り、当該標準処理期間内に検査を終了するよう努める。</p>	<p>【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>（申請がなかった場合は、本項目の評価は行わない。）</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A:満点×90%以上 B:満点×50%以上かつ満点×90%未満 C:満点×50%未満</p> <p>「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録等の申請に係る検査の50業務日以内の終了 ・事務処理の効率化 <p>上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき、達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。</p> <p>年度計画において数値目標が定められている項目 A:達成度合90%以上 B:達成度合50%以上90%未満 C:達成度合50%未満</p> <p>年度計画において定性的目標が定められている項目 A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p>	<p>特定飼料等製造業者の登録に係る調査が平成19年3月に1件申請され、事務処理は次年度に完了した。</p>
<p>イ 規格設定飼料製造業者の登録等の申請</p>	<p>イ 規格設定飼料製造業者の登録等の申請</p>	<p>イ 規格設定飼料製造業者の登録等の申請</p>	<p>規格設定飼料製造業者の登録等の申請に係る検査</p>	<p>イ 規格設定飼料製造業者の登録等の申請に係る検査</p>

A
A

<p>に係る検査 規格設定飼料製造業者の登録等の申請に係る検査については、検査に要する標準処理期間を中期計画に定め、当該標準処理期間内に検査を終了するよう努める。</p>	<p>に係る検査 規格設定飼料製造業者（外国規格設定飼料製造業者を除く。）の登録等の申請に係る検査については、検査に要する標準処理期間を業務日数で40日間と定め、事務処理の効率化を図り、当該標準処理期間内に検査を終了するよう努める。</p>	<p>に係る検査 規格設定飼料製造業者（外国規格設定飼料製造業者を除く。）の登録等の申請に係る検査については、検査に要する標準処理期間を業務日数で40日間と定め、事務処理の効率化を図り、当該標準処理期間内に検査を終了するよう努める。</p>	<p>【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>（申請がなかった場合は、本項目の評価は行わない。）</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、 C評価：0点</p> <p>A:満点×90%以上 B:満点×50%以上かつ満点×90%未満 C:満点×50%未満</p> <p>「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録等の申請に係る検査の40業務日以内の終了 ・事務処理の効率化 <p>上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき、達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。</p> <p>年度計画において数値目標が定められている項目 A:達成度合90%以上 B:達成度合50%以上90%未満 C:達成度合50%未満</p> <p>年度計画において定性的目標が定められている項目 A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p>	<p>規格設定飼料製造業者の登録等申請はなかった。</p>	<p>- -</p>
<p>ウ 飼料等の製造・品</p>	<p>ウ 飼料等の製造・品</p>	<p>ウ 飼料等の製造・品</p>	<p>飼料等の製造・品質管理の高度</p>	<p>ウ 飼料等の製造・品質管理の</p>	<p>A</p>

質管理の高度化に関する検査

- (ア) 有害物質又は病原微生物による飼料の汚染及び反すう動物用飼料への肉骨粉等の混入等による有害な飼料の流通を未然に防止する観点から、飼料等の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する検査を実施し、その管理の高度化に係る技術的指導を行う。
- (イ) 収去品の検査の結果、基準規格等に抵触する事例等が認められた場合にあっては、製造・品質管理の方法等の改善について技術的指導及び情報の提供を行う。
- (ウ) 牛海綿状脳症の発生防止に万全を期する観点から、動物由来たん白質、動物性油脂及びペットフードの製造事業場の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する検査を実施し、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場を公表する。
- (I) 飼料を海外に輸出する業者等から

質管理の高度化に関する検査

- (ア) 有害物質又は病原微生物による飼料の汚染及び反すう動物用飼料への肉骨粉等の混入等による有害な飼料の流通を未然に防止する観点から、飼料等の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する検査を実施し、その管理の高度化に係る技術的指導を行う。
- また、製造管理等の状況をデータベース化し、技術的指導の高度化に活用する。
- (イ) 収去品の検査の結果、基準規格等に抵触する事例等が認められた場合にあっては、製造・品質管理の方法等の改善について、検査所の専門的知見から技術的指導及び情報の提供を行う。
- (ウ) 牛海綿状脳症の発生防止に万全を期する観点から、動物由来たん白質、動物性油脂及びペットフードの製造事業場の製造設備、製造・品質管理の方法等に関

質管理の高度化に関する検査

- (ア) 有害物質又は病原微生物による飼料の汚染及び反すう動物用飼料への肉骨粉等の混入等による有害な飼料の流通を未然に防止する観点から、飼料等の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する検査を実施し、その管理の高度化に係る技術的指導を行う。
- また、製造管理等の状況をデータベース化し、技術的指導の高度化に活用する。
- (イ) 収去品の検査の結果、基準規格等に抵触する事例等が認められた場合にあっては、製造・品質管理の方法等の改善について、検査所の専門的知見から技術的指導及び情報の提供を行う。
- (ウ) 牛海綿状脳症の発生防止に万全を期する観点から、動物由来たん白質、動物性油脂及びペットフードの製造事業場の製造設備、製造・品質管理の方法等に関

化に関する検査

【各年度における評価】
指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計

以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。
A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点

- A: 満点 × 90%以上
- B: 満点 × 50%以上かつ満点 × 90%未満
- C: 満点 × 50%未満

「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点

- ・飼料等の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する検査の実施
- ・飼料等の製造設備等の管理の高度化に係る技術的指導の実施
- ・製造管理等の状況のデータベース化の実施
- ・製造・品質管理の方法等の改善について技術的指導及び情報の提供（必要がなかった場合は、本事項の評価は行わない。）
- ・動物由来たん白質、動物性油脂及びペットフードの製造事業場の製造設備、製造・品質管理方法等に関する検査の実施
- ・製造基準に適合するものであると認めた製造事業場の公表
- ・輸出飼料の製造事業場の製造設備、製造・品質管理方法等に関する検査の実施（要請がなかった場合は、本事項の評価は行わない。）

高度化に関する検査

(14点 /14点)

- (ア) 牛等用飼料に肉骨粉等が混入することを防止するため、飼料等を製造する事業場432件に対して検査を実施し、肉骨粉等の交差汚染防止に係る製造・品質管理の高度化に係る技術的指導を行った。
- また、製造管理等の実施状況を確認するチェックリストを作成してデータベース化し、検査及び技術的指導の高度化に活用した。
- (イ) 収去品の検査の結果、基準規格等に抵触する事例が認められた8件について、製造・品質管理の方法等の改善に関する検査所の専門的知見からの技術的指導及び情報の提供を行なった。
- (ウ) 製造にあたり事前に農林水産大臣の確認を要する動物由来たん白質及び動物性油脂を製造する全ての事業場について、製造・品質管理状況を確認した。また、新たに大臣確認を受けた45製造事業場をホームページに公表した。
- さらに、輸入魚粉等の製造工程について農林水産大臣による確認制度が新たに導入されたことから、輸入魚粉等の輸入業者及び輸入先の製造事業場の管理状況を576件確認した。
- ペットフード等の製造事業場からの申請に応じ製造基準適合確認検査を12件実施し、製造基準に適合す

A
A
A
A
A
A

<p>の要請に基づき、当該飼料の製造事業場の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する検査を実施し、輸出先国の製造基準等への適否を確認する。</p>	<p>する検査を実施し、製造基準に適合するものであると認められた製造事業場を公表する。</p> <p>(I) 飼料を海外に輸出する業者等からの要請に基づき、当該飼料の製造事業場の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する検査を実施し、輸出先国の製造基準等への適否を確認する。</p>	<p>する検査を実施し、製造基準に適合するものであると認められた製造事業場を公表する。</p> <p>(I) 飼料を海外に輸出する業者等からの要請に基づき、当該飼料の製造事業場の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する検査を実施し、輸出先国の製造基準等への適否を確認する。</p>	<p>上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき、達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。</p> <p>A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p>	<p>ると認められた事業場をホームページに公表した。</p> <p>(I) 飼料を海外に輸出する業者からの要請に基づき、動物検疫所の輸出証明書の発行要件となる肉骨粉等の使用に関する製造基準適合確認検査を44件実施した。</p>
<p>(5) (1)から(4)までの業務に附帯する業務 ア 研修及び指導等</p>	<p>(5) (1)から(4)までの業務に附帯する業務 ア 研修及び指導等</p>	<p>(5) (1)から(4)までの業務に附帯する業務 ア 研修及び指導等</p>	<p>(5) (1)から(4)までの業務に附帯する業務 研修及び指導等 【各年度における評価】 指標 = 各小項目の評価点数の合計</p> <p>各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A:満点×90%以上 B:満点×50%以上かつ満点×90%未満 C:満点×50%未満</p> <p>「満点」=「以下に掲げる小項目のうち評価を行う事項数」×2点</p>	<p>(5) (1)から(4)までの業務に附帯する業務 ア 研修及び指導等</p> <p style="text-align: right;">A (8点/8点)</p>
<p>(7) 飼料製造管理者講習会の開催 飼料の安全性の向上に資する観点から、飼料製造管理者講習会を2年</p>	<p>(7) 飼料製造管理者講習会の開催 飼料の安全性の向上に資する観点から、飼料製造管理者講習会を2年</p>	<p>(7) 飼料製造管理者講習会の開催 飼料製造管理者講習会の受講者数の動向を勘案し</p>	<p>飼料製造管理者講習会の開催 【各年度における評価】 指標 = 飼料製造管理者資格取得講習会の実施 (必要がなかった場合は、本事項</p>	<p>(7) 受講希望者調査をもとに、飼料製造管理者資格取得講習会(6日間、110名)を実施した。</p> <p style="text-align: right;">A</p>

<p>に1回以上実施する。</p> <p>(イ) 飼料の安全性及び品質の向上に資するため、検査関係機関又は飼料製造業者等の担当者に対して法令又は試験技術等の研修を実施する。</p> <p>(ウ) 都道府県等の要請に応じ、飼料の安全性及び品質に関する各種会議へ講師を派遣する。</p> <p>(I) 国、関連団体等が行う事業検討委員会等へ参画し、専門的・技術的見地からの協力を行う。</p>	<p>に1回以上実施する。</p> <p>(イ) 検査関係機関又は飼料製造業者等の担当者に対して法令又は試験技術等の研修を毎年10回以上実施する。</p> <p>(ウ) 都道府県又は飼料製造業者等の要請に応じ、飼料の安全性及び品質に関する各種会議へ講師を派遣する。</p> <p>(I) 国、関連団体等が行う事業検討委員会等へ参画し、専門的・技術的見地からの協力を行う。</p>	<p>て、必要に応じ実施する。</p> <p>(イ) 検査関係機関又は飼料製造業者等の担当者に対して法令又は試験技術等の研修を10回以上実施する。</p> <p>(ウ) 都道府県又は飼料製造業者等の要請に応じ、飼料の安全性及び品質に関する各種会議へ講師を派遣する。</p> <p>(I) 国、関連団体等が行う事業検討委員会等へ参画し、専門的・技術的見地からの協力を行う。</p>	<p>の評価は行わない。)</p> <p>A:計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p> <p>法令又は試験技術等の研修 【各年度における評価】 指標 = 法令又は試験技術等の研修の年10回以上の実施</p> <p>A:10回以上実施 B:7回～9回実施 C:6回以下実施</p> <p>講師派遣 【各年度における評価】 指標 = 都道府県等の要請に応じた講師の派遣</p> <p>(要請がなかった場合は、本項目の評価は行わない。)</p> <p>A:要請に応じ派遣した B:概ね要請に応じ派遣した C:要請に応じなかった</p> <p>国、関連団体等が行う事業検討委員会等へ参画 【各年度における評価】 指標 = 事業検討委員会等への参画及び協力</p> <p>(国、関連団体等が行う事業検討委員会等への参画依頼がなかった場合は、本項目の評価は行わない。)</p> <p>A:参画し、協力を行った B:概ね参画し、協力を行った C:協力を行わなかった</p>	<p>(イ) 検査関係機関又は飼料製造業者等の担当者に対して法令研修24回(受講者数1,205名)試験技術等の研修14回(受講者数21名)の計38回実施した。</p> <p>(ウ) 都道府県等の要請に応じ、飼料の安全性の確保等に関する各種会議(13回)へ講師を延べ13名派遣した。</p> <p>(I) 国、関連団体等が行う事業検討委員会等へ延べ50回参画し、専門的・技術的見地からの協力を行った。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>
<p>イ 飼料及び飼料添加</p>	<p>イ 飼料及び飼料添加</p>	<p>イ 飼料及び飼料添加</p>	<p>飼料及び飼料添加物の試験等の</p>	<p>イ 飼料及び飼料添加物の試験</p>	<p>A</p>

物の試験等の受託
飼料の安全性及び品質を向上させるため、都道府県、畜産農家等からの飼料等の依頼分析については、第3の2の(1)から(3)まで及び(6)並びに第3の4の業務に支障のない範囲で実施する。

物の試験等の受託
飼料の安全性及び品質の向上に資する観点から、都道府県、畜産農家等からの飼料等の依頼分析については、第2の2の(1)から(3)まで及び(6)並びに第2の4の業務に支障のない範囲で実施する。

また、以下の依頼検査の内容に応じて標準処理期間を定め、その期間内に適切に処理する。

(ア) 化学分析(ウを除く。)

30業務日

(イ) 生物分析

30業務日

(ウ) ダイオキシン類分析 60業務日

標準処理期間内に適切に処理するため、分析技術の高度化、事務手続の合理化を図る。

物の試験等の受託
飼料の安全性及び品質の向上に資する観点から、都道府県、畜産農家等からの飼料等の依頼分析については、業務に支障のない範囲で実施する。

また、以下の依頼分析の内容に応じて標準処理期間を定め、その期間内に適切に処理する。

(ア) 化学分析(ウを除く。)

30業務日

(イ) 生物分析

30業務日

(ウ) ダイオキシン類分析 60業務日

標準処理期間内に上記の依頼分析を適切に処理するため、分析技術の高度化、事務手続の合理化を図る。

受託

【各年度における評価】

指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計

以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。

A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点

A: 満点×90%以上

B: 満点×50%以上かつ満点×90%未満

C: 満点×50%未満

「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点

(依頼がなかった場合は、当該事項の評価は行わない。)

・都道府県等からの依頼に応じた依頼分析の実施

・化学分析についての30業務日以内の実施

・生物分析についての30業務日以内の実施

・ダイオキシン類分析についての60業務日以内の実施

・分析技術の高度化、事務手続きの合理化

上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき、達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。

年度計画において数値目標が定められている項目

A: 達成度合90%以上

B: 達成度合50%以上90%未満

C: 達成度合50%未満

等の受託

(6点/6点)

飼料の安全性及び品質の向上に資する観点から都道府県、畜産農家等からの飼料等の依頼分析については、31件(54点)実施した。

また、実施に当たっては依頼分析の内容に応じて標準処理期間内に適切に処理した。

さらに、標準処理期間内に上記の依頼分析を適切に処理するため、分析法の開発等分析技術の高度化及び事務手続きの合理化を図った。

A

A

-

-

A

			<p>年度計画において定性的目標が定められている項目 A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p>	
<p>(6) 飼料安全法に基づく立入検査等業務 ア 立入検査及び質問の結果については、立入検査の日から業務日数で30日以内に農林水産大臣に報告する。 また、農林水産大臣への報告までに要する期間については、中期目標期間の最終年度までに業務日数で5日間短縮する。</p>	<p>(6) 飼料安全法に基づく立入検査等業務 ア 立入検査及び質問の結果の報告については、立入検査の日から業務日数で30日以内に農林水産大臣に報告する。 また、農林水産大臣への報告までに要する期間については、中期目標期間の最終年度までに事務処理の効率化により業務日数で5日間短縮する。</p>	<p>(6) 飼料安全法に基づく立入検査等業務 ア 立入検査及び質問の結果の報告については、立入検査の日から業務日数で30日以内に農林水産大臣に報告する。 また、農林水産大臣への報告までに要する期間の短縮に資するため、インターネットVPNを活用して各事務所間の報告を電子媒体で送付することにより簡素化する。</p>	<p>(6) 飼料安全法に基づく立入検査等業務 飼料安全法の規定による立入検査、質問及び収去 【各年度における評価】 指標 = 中期計画において規定されている具体的目標達成のため、以下に掲げる取組の評価点数の合計</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A:満点×90%以上 B:満点×50%以上かつ満点×90%未満 C:満点×50%未満</p> <p>「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点</p> <p>【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A:満点×90%以上 B:満点×50%以上かつ満点×90%未満 C:満点×50%未満</p>	<p>(6) 飼料安全法に基づく立入検査等業務 ア 立入検査及び質問の結果の報告については、第1の1の(2)の業務運営の効率化により立入検査実施後の事務処理等の迅速化を図り、立入検査の日から全て30業務日以内に農林水産大臣に報告した。 また、立入検査等の結果の農林水産大臣への報告については、事務処理に係る既存の規程の改訂を行い、インターネットVPNを活用した本部及び各事務所間における報告事務の簡素化等、報告に要する期間の短縮に努めた。</p> <p style="text-align: right;">A (12点/12点)</p>

			<ul style="list-style-type: none"> ・立入検査及び質問の結果の農林水産大臣への30業務日以内の報告 ・立入検査及び質問の結果報告事務処理の効率化 	A
イ 収去品の試験結果については、飼料及び飼料添加物の分析・鑑定試験に要する標準処理期間を中期計画に定め、当該標準処理期間内に終了するよう努めるとともに、試験が終了した日から業務日数で20日以内に農林水産大臣に報告する。 また、農林水産大臣への報告までに要する期間については、中期目標期間の最終年度までに業務日数で5日間短縮する。	イ 収去品の試験結果の報告については、飼料及び飼料添加物の分析・鑑定試験に要する標準処理期間を収去した日から業務日数で20日間と定め、当該標準処理期間内に試験を終了するよう努めるとともに、試験が終了した日から業務日数で20日以内に農林水産大臣に報告する。 また、農林水産大臣への報告までに要する期間については、中期目標期間の最終年度までに事務処理の効率化により報告を業務日数で5日間短縮する。	イ 収去品の試験結果の報告については、飼料及び飼料添加物の分析・鑑定試験に要する標準処理期間を収去した日から業務日数で20日間と定め、当該標準処理期間内に試験を終了するよう努めるとともに、試験が終了した日から業務日数で20日以内に農林水産大臣に報告する。 また、農林水産大臣への報告までに要する期間の短縮に資するため、インターネットVPNを活用して各事務所間の報告を電子媒体で送付することにより簡素化する。	<ul style="list-style-type: none"> ・収去品の20業務日以内の試験の実施 ・試験の結果の農林水産大臣への試験終了後20業務日以内の報告 ・収去品の試験結果の報告事務処理の効率化 	A A A
ウ 収去品等の試験結果の信頼性を確保する観点から、前期中期目標期間中に整備した試験責任者、信頼性保証部門等から構成する信頼性保証体制及び試験操作手順書に基づき、試験施設において試験を円滑に実施する。	ウ 収去品等の試験結果の信頼性を確保する観点から、前期中期目標期間中に整備した試験責任者、信頼性保証部門等から構成する信頼性保証体制及び試験操作手順書に基づき、試験を円滑に実施する。	ウ 収去品等の試験結果の信頼性を客観的に確保する観点から、前期中期目標期間中に整備した試験責任者、信頼性保証部門等から構成する信頼性保証体制及び試験操作手順書に基づき、試験を円滑に実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・信頼性保証体制及び試験操作手順書に基づいた円滑な試験の実施 <p>上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき、達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。 年度計画において数値目標が定められている項目</p>	A
			<p>イ 収去品の試験結果の報告については、試験に要する標準処理期間(20業務日)内に試験を終了するとともに、試験終了後の事務処理等の迅速化を図ることにより、試験が終了した日から全て20業務日以内に農林水産大臣に報告した。 また、収去品の試験結果の農林水産大臣への報告については、事務処理に係る既存の規程の改訂を行い、インターネットVPNを活用した本部及び各事務所間における報告事務の簡素化等、報告に要する期間の短縮に努めた。</p>	
			<p>ウ 収去品等の試験結果の信頼性を確保する観点から、信頼性保証体制及び試験操作手順書に基づき試験を円滑に実施するとともに、本部および各地方事務所に対して試験結果報告書の査察を毎月実施(79件)した。 また、試験の精度を適正に保つため、本部及び各地方事務所に対して次に掲げる外部</p>	

		<p>また、試験の精度を適正に保つため、外部機関における精度管理を行い、信頼性保証部門による試験の点検、確認を行う。</p>	<p>A:達成度合90%以上 B:達成度合50%以上90%未満 C:達成度合50%未満 年度計画において定性的目標が定められている項目 A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p>	<p>制度管理を実施した。 ・FAPAS（英国）主催のアフラトキシン類 1回 ・(財)食品薬品安全センター主催のデオキシニバレノール及びニバレノール 2回 ・(独)農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所主催の精米中のカドミウム 1回</p>	
<p>3 土壤改良資材関係業務 (1) 土壤改良資材の検査 ア 土壤改良資材の表示の内容に係る品質の検査 (ア) 土壤改良資材の品質に関する表示の適正化を図るため、品質に関する表示の内容が実際の品質と一致しているか否かについての検査を実施する。 (イ) 製造業者等における品質管理技術の向上等に資するため、集取品の検査結果をデータベース化し、利用者に提供する。</p>	<p>3 土壤改良資材関係業務 (1) 土壤改良資材の検査 ア 土壤改良資材の表示の内容に係る品質の検査 (ア) 土壤改良資材の品質に関する表示の適正化を図るため、品質に関する表示の内容が実際の品質と一致しているか否かについての検査を実施する。 (イ) 製造業者等における品質管理技術の向上等に資するため、集取品の検査結果をデータベース化し、利用者に提供する。</p>	<p>3 土壤改良資材関係業務 (1) 土壤改良資材の検査 ア 土壤改良資材の表示の内容に係る品質の検査 (ア) 土壤改良資材の品質に関する表示の適正化を図るため、品質に関する表示の内容が実際の品質と一致しているか否かについての検査を実施する。 (イ) 製造業者等における品質管理技術の向上等に資するため、集取品の試験結果のデータベースの作成を引き続き行うとともに、データベース化済みのデータについては、要請に基づき利用者が活用し得る形で提供する。</p>	<p>3 土壤改良資材関係業務 (1) 土壤改良資材の検査 土壤改良資材の表示の内容に係る品質の検査 【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計 以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点 A:満点×90%以上 B:満点×50%以上かつ満点×90%未満 C:満点×50%未満 「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点 ・表示の内容の実際の品質との一致に関する検査の実施 ・集取品の試験結果のデータベース化 ・利用者への提供の実施（要請がなかった場合は本事項の評価は行わない。） 上記の各事項について、各年度</p>	<p>3 土壤改良資材関係業務 (1) 土壤改良資材の検査 ア 土壤改良資材の表示の内容に係る品質の検査 (ア) 土壤改良資材の品質に関する表示の内容が実際の品質と一致しているか否かについての検査を32件実施し、品質に関する表示の適正化を図った。 (イ) 製造業者等における品質管理技術の向上等に資するため、集取品の試験結果のデータベース30件の作成を引き続き行った。 なお、データの提供に関する要請はなかった。</p>	<p>A (4点/4点)</p> <p>A A -</p>

			<p>の年度計画において設定されている具体的目標に基づき、以下により評価を行う。 A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p>	
<p>イ 土壤改良資材及びその原料の試験の受託 土壤改良資材の品質保全に資するため、都道府県、農業者等から依頼を受けて土壤改良資材等の試験を実施するとともに、検査所において試験の内容に応じて標準処理期間を定め、当該標準処理期間内に適切に処理する。</p>	<p>イ 土壤改良資材及びその原料の試験の受託 土壤改良資材の品質保全に資するため、都道府県、農業者等から依頼を受けて土壤改良資材等の試験を極力実施することとし、定められた次に掲げる標準処理期間内に適切に処理する。 (ア) 一般試験 30業務日 (イ) V A 菌根菌資材試験 60業務日</p>	<p>イ 土壤改良資材及びその原料の試験の受託 土壤改良資材の品質保全に資するため、都道府県、農業者等からの依頼試験については、業務に支障のない範囲で実施することとし、次に掲げる標準処理期間内に適切に処理する。 (ア) 一般試験 30業務日 (イ) V A 菌根菌資材試験 60業務日</p>	<p>土壤改良資材及びその原料の試験の受託 【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計 （依頼がなかった場合は、本項目の評価は行わない。） 以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点 A:満点×90%以上 B:満点×50%以上かつ満点×90%未満 C:満点×50%未満 「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点 ・都道府県等からの依頼に応じた依頼試験の実施 ・試験内容ごとの標準処理期間内の処理 上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき、達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。 年度計画において数値目標が定められている項目</p>	<p>イ 土壤改良資材及びその原料の試験の受託 土壤改良資材の試験の依頼はなかった。</p>

			<p>A:達成度合90%以上 B:達成度合50%以上90%未満 C:達成度合50%未満 年度計画において定性的目標が定められている項目 A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p>	
<p>(2) (1)の業務に附帯する業務 土壤改良資材の品質に関する表示の適正化の確保及び品質検査技術の向上を図るため、製造業者及び分析業者等を対象として、要請に応じて研修等を実施する。 また、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてアンケート等を実施し、その結果を評価することにより研修又は講義の内容の改善を図る。</p>	<p>(2) (1)の業務に附帯する業務 土壤改良資材の品質に関する表示の適正化の確保及び品質検査技術の向上を図るため、製造業者及び分析業者等を対象として、要請に応じて研修等を実施する。 また、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてアンケート等を実施し、その結果を評価することにより研修又は講義の内容の改善を図る。</p>	<p>(2) (1)の業務に附帯する業務 土壤改良資材の品質に関する表示の適正化の確保及び品質検査技術の向上を図るため、製造業者及び分析業者等を対象として、要請に応じて研修等を実施する。 また、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてアンケート等を実施し、その結果を評価することにより研修又は講義の内容の改善を図る。</p>	<p>(2) (1)の業務に附帯する業務 研修及び指導等 【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計 (要請がなかった場合は、本項目の評価は行わない。) 以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点 A:満点×90%以上 B:満点×50%以上かつ満点×90%未満 C:満点×50%未満 「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点 ・研修の実施 ・アンケート等の実施 ・アンケート結果の評価に基づく研修又は講義の内容の改善 上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき、以下により評価を行う。 A:計画どおり達成した</p>	<p>(2) (1)の業務に附帯する業務 製造業者及び分析業者等を対象とする研修の要請はなかった。</p>

<p>(3) 地力増進法に基づく立入検査 地力増進法に基づく立入検査を行うに当たっては、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、立入検査の結果の報告については、中期目標期間中に、農林水産大臣の指示から報告までに要する期間を、VA菌根菌資材を除き、30業務日に短縮する。</p>	<p>(3) 地力増進法に基づく立入検査 地力増進法に基づく立入検査を行うに当たっては、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、立入検査の結果の報告については、中期目標期間中に、農林水産大臣の指示から報告までに要する期間を、VA菌根菌資材を除き、30業務日に短縮する。</p>	<p>(3) 地力増進法に基づく立入検査 地力増進法に基づく立入検査を行うに当たっては、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、立入検査の結果の報告については、農林水産大臣の指示から報告までに要する期間を、VA菌根菌資材を除き、平成17年度を基準として5業務日短縮するため、集中的な検査と同資材の集中試験による迅速化とともに、稟議手続きの合理化等事務処理の効率化の検討を行う。</p>	<p>B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p> <p>(3) 地力増進法に基づく立入検査 地力増進法の規定による立入検査 【各年度における評価】 指標 = 中期計画において規定されている結果報告の短縮達成のため、以下に掲げる取組の評価点数の合計</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A:満点×90%以上 B:満点×50%以上かつ満点×90%未満 C:満点×50%未満</p> <p>「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産大臣の指示に従い適正に実施 ・報告期間の短縮 平成18年度5業務日の短縮 (平成17年度：40業務日) <p>上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき、達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。 年度計画において数値目標が定められている項目 A:達成度合90%以上 B:達成度合50%以上90%未満 C:達成度合50%未満 年度計画において定性的目標が</p>	<p>(3) 地力増進法に基づく立入検査</p> <p>地力増進法に基づく立入検査については、過去5カ年間の立入検査結果を踏まえ、表示が不適切な製造業者、新規業者等32件に対する立入検査業務の重点化を図り、効率的かつ効果的に実施した。また、結果の報告については、稟議手続きの合理化等を行い、平成17年度を基準として5業務日短縮し35日以内に報告し、事務処理の効率化を図った。</p> <p>A (4点/4点)</p> <p>A A</p>
---	---	---	---	---

			<p>定められている項目 A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p>	
<p>4 カルタヘナ担保法関係業務</p> <p>遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第32条の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施し、その結果を速やかに農林水産大臣に報告する。</p>	<p>4 カルタヘナ担保法関係業務</p> <p>カルタヘナ担保法第32条の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施し、その結果を速やかに農林水産大臣に報告する。</p>	<p>4 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「カルタヘナ担保法」という。）関係業務</p> <p>カルタヘナ担保法第32条の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施し、その結果を速やかに農林水産大臣に報告する。</p>	<p>4 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律関係業務</p> <p>遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律関係業務</p> <p>【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>（指示がなかった場合は、本項目の評価は行わない。）</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A:満点×90%以上 B:満点×50%以上かつ満点×90%未満 C:満点×50%未満</p> <p>「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産大臣の指示に基づく立入検査の的確な実施 ・立入検査結果の農林水産大臣への速やかな報告 <p>上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき、以下によ</p>	<p>4 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「カルタヘナ担保法」という。）関係業務</p> <p>カルタヘナ担保法第32条に規程に基づく、同条第2項の農林水産大臣の指示はなかった。</p>

			<p>り評価を行う。 A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p>	
<p>5 消費者等への情報提供 肥料、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の登録、分析結果等について、データベース化を図るとともに、これらの資材の安全性に係る情報等を、ホームページ等により、消費者、農業者、生産業者等へ幅広く、積極的に提供するとともに、問合せ等に的確に対応する。</p>	<p>5 消費者等への情報提供 国民の食品の安全性に対する関心の高まりに対応し、肥料、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の登録や分析結果等についてデータベース化を図るとともに、これらの資材の安全性に係る情報等を、ホームページ等で消費者、農業者、生産業者等へ幅広く、積極的に情報を提供するとともに、問合せ等に的確に対応する。 さらに、消費者、農業者、生産業者等との肥料、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材に関するリスクコミュニケーションに資するため、インターネットを活用したメールマガジンを発行する等、必要に応じ、消費者、農業者、生産業者等との意見交換を行う。</p>	<p>5 消費者等への情報提供 国民の食品の安全性に対する関心の高まりに対応し、肥料、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の登録や分析結果等についてデータベース化を図るとともに、これらの資材の安全性に係る情報等を、ホームページ等で消費者、農業者、生産業者等へ幅広く、積極的に提供する方法を検討するとともに、問合せ等に的確に対応する。 さらに、消費者、農業者、生産業者等との肥料、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材に関するリスクコミュニケーションに資するため、インターネットを活用したメールマガジンの発行を検討する。また、必要に応じ、消費者、農業者、生産業者等との意見交換を行う。</p>	<p>5 消費者等への情報提供 消費者等への情報提供 【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A:満点×90%以上 B:満点×50%以上かつ満点×90%未満 C:満点×50%未満</p> <ul style="list-style-type: none"> • 肥料、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の分析結果等についてのデータベース化 • 安全性に係る情報等の積極的な提供 • 問合せへの的確な対応 • インターネットを活用したメールマガジンの発行等、消費者、農業者、生産業者等への情報提供の実施 • 消費者、農業者、生産業者等との意見交換の実施（必要がなかった場合は、本事項の評価は行わない。） <p>上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき、以下により評価を行う。 A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した</p>	<p>5 消費者等への情報提供 国民の食品の安全性に対する関心の高まりを踏まえ、登録申請に係る肥料原料や材料のデータベース化、肥料、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の検査結果等のデータベース化を実施した。 また、ホームページによる情報提供については、消費者、農業者、生産業者等の関心の高い情報（肥料の登録の概略や食品のポジティブリスト導入による飼料の対応など）を迅速かつ分かりやすい形でトップページからリンクする形式により掲載した。消費者、農業者、生産業者等からの問い合わせ等については、肥料関係8,131件、飼料及び飼料添加物関係1,022件及び土壤改良資材関係153件あり、的確に対応した。 さらに、業務運営改善委員会肥料部会においてメールマガジンの発行についての検討を行った。</p> <p>A (8点/8点)</p> <p>A A A A -</p>

<p>6 国際協力 輸入肥飼料等の品質保全、海外の品質管理技術の向上等を図るため、JICA (Japan International Cooperation Agency: 独立行政法人国際協力機構) 等の要請に応じ海外からの研修生の受入れ、海外への職員の派遣等を行う。</p>	<p>6 国際協力 輸入肥飼料の品質保全、海外の品質管理技術の向上等を図るため、JICA (Japan International Cooperation Agency: 独立行政法人国際協力機構) 等の要請に応じ海外からの研修生の受入れ、海外への職員の派遣等を行う。</p>	<p>6 国際協力 輸入肥飼料の品質保全、海外の品質管理技術の向上等を図るため、JICA (Japan International Cooperation Agency: 独立行政法人国際協力機構) 等の要請に応じ海外からの研修生の受入れ、海外への職員の派遣等を行う。 また、職員の語学力の向上を図るため、可能な限りJICAの主催する研修等に職員を参加させる。</p>	<p>C:計画どおり達成できなかった</p> <p>6 国際協力 国際協力 【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価: 2点、B評価: 1点、C評価: 0点</p> <p>A:満点×90%以上 B:満点×50%以上かつ満点×90%未満 C:満点×50%未満</p> <p>「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点</p> <p>(要請等がなかった場合は、当該事項の評価は行わない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JICA等の要請に応じた海外研修生の受入れ ・JICA等の要請に応じた海外への職員の派遣 ・必要に応じたJICAの研修等への職員の参加 <p>上記の各事項の評価方法は以下のとおりとする。 A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p>	<p>6 国際協力 輸入肥飼料の品質保全、海外の品質管理技術の向上等を図るため、JICA (Japan International Cooperation Agency: 独立行政法人国際協力機構) の要請に応じ次に掲げるとおり研修生の受入れ及び海外からの視察の受入れを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外青年協力隊技術指導派遣者に対する飼料分析等の講義 ・オーストラリア政府残留農薬専門家 検査状況等視察 ・韓国国立植物検疫官 GMO検査状況等視察 ・フィリピン農務省バイテク植物産業局植物貿易官 GMO検査状況等視察 <p>なお、海外への職員の派遣要請はなかった。 また、JICAの主催する研修等への参加はしなかった。</p> <p style="text-align: right;">A (2点/2点)</p>
	<p>7 その他 (1) 業務内容の高度化及び専門化に対応するとともに、検査技術及び検査能力の向上を図る</p>	<p>7 その他 (1) 業務内容の高度化及び専門化に対応するとともに、検査技術及び検査能力の向上を図る</p>	<p>7 その他 その他 【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計</p>	<p>7 その他 (1) 職員の検査技術及び検査能力の向上を図るため、法令や検査技術に関する研修会を開催した。また、環境省主催の機器分析研</p> <p style="text-align: right;">A (6点/6点)</p>

	<p>ため、検査技術に関する研修を行う。</p> <p>(2) 職員の検査分析技術力の維持・向上を図るため、G L P (Good Laboratory Practice : 優良試験所規範) 制度等、検査分析機関としての国際基準の考え方の導入に資するため、次に掲げる取組を行う。</p> <p>ア 検査分析に関する品質監視システムを整備し、国際基準等の改変に応じ、随時見直しを行う。</p> <p>イ 検査所以外の機関が行う共同試験への参加等、外部精度管理による本部・地方事務所の評価システムの整備を実施する。</p>	<p>ため、検査技術に関する研修会を開催する。</p> <p>(2) 職員の検査分析技術力の維持・向上を図るため、G L P (Good Laboratory Practice : 優良試験所規範) 制度、ISO/IEC 17025等、検査分析機関としての国際基準の考え方の導入に資するため、次に掲げる取組を行う。</p> <p>ア 検査分析に関する品質監視システムを整備し、国際基準等の改変に応じ、随時見直しを行う。</p> <p>イ 検査所以外の機関が行う共同試験への参加等、外部精度管理による本部・地方事務所の評価システムの整備のための検討を行う。</p>	<p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。</p> <p>A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A: 満点×90%以上 B: 満点×50%以上かつ満点×90%未満 C: 満点×50%未満</p> <p>「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点</p> <p>(要請等がなかった場合は、当該事項の評価は行わない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査技術に関する研修会の開催 検査分析に関する品質監視システムの整備及び随時見直し 外部精度管理による本部、地方事務所の評価システムの整備 <p>上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき、以下により評価を行う。</p> <p>A: 計画どおり達成した B: 概ね計画どおり達成した C: 計画どおり達成できなかった</p>	<p>修への参加や放射線主任者の資格取得などを行った。</p> <p>(2) 職員の検査分析技術力の維持・向上を図るため、次に掲げる事項を実施した。</p> <p>ア 検査分析について、「肥料試験品質マニュアル」による品質監視システムを整備した。また、国際基準等の改変に応じた見直しについては、情報の収集に努め、平成18年度は実施しなかった。</p> <p>イ 外部機関が実施する精度管理分析に次に掲げるとおり参加し、結果を基に本部及び地方事務所の評価システム整備のための検討資料とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> F A P A S (英国) 主催のアフラトキシン類 (財) 食品薬品安全センター主催のデオキシニバレノール及びニバレノール (独) 農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所主催の精米中のカドミウム
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p>	<p>第3 予算(人件費の見積りを含む。) 収支計画及び資金計画</p>	<p>第3 予算(人件費の見積りを含む。) 収支計画及び資金計画</p>	<p>予算(人件費の見積もりを含む。) 収支計画及び資金計画</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p style="text-align: right;">A (2/2 =100%)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>評価の対象となる中項目の総数： 2</p> <p>評価Sの中項目数： 0</p> <p>評価Aの中項目数： 2</p> <p>評価Bの中項目数： 0</p> <p>評価Cの中項目数： 0</p> <p>評価Dの中項目数： 0</p> <p>S及びAの中項目数の合計： 2</p> </div>

適切な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。

予算、収支計画及び資金計画については、平成19年4月の検査検定3法人の統合に向けた検討が行われることを踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

指標 = 原則としてA評価となった中項目の割合

ただし、A評価とした場合には、各中項目の達成率、その他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。

A:A及びSの割合90%以上
B:Aの割合50%以上90%未満
(又はC及びD評価がない場合)
C:上記のA,B以外の場合

【特記事項】

当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等法人からの自己評価をもとに、法人の中期計画項目である「予算、収支計画及び資金計画」について評価基準に基づく評価を行った結果、すべての中項目においてA評価となったことから、大項目の評価はA評価とする。

随意契約については、基準を国と同水準に見直すとともに、入札、随意契約等に関する調達情報及び契約に関する規程をホームページ上で公表することにより、契約事務の透明性を確保した上で、経費の節減に取り組んでいる。

指標を設定して評価したもののほか、法人から提出された財務諸表等の財務情報を基に、次のとおり法人の財務内容の評価を行った。

- ・本年度から減損会計基準が適用されており、資産の活用状況等を評価した上で、減損を認識した資産の減損処理が適切に行われている。
- ・当期純利益や機会費用を考慮した仮定の収益・損益等について前年度比較等を行うとともに、業務実績と予算の執行状況を総合的に判断し、法人の業務運営が適正であったと認められる。

予算の執行を適切に行い、前年度に引き続き業務経費、一般管理費の削減に取り組んだ。また、随意契約の見直し等、契約事務の適正化について検討し、随意契約限度額を国の基準額と同額まで引き下げるよう、関係規程の改正を行った。

なお、中期目標の期間が終了したものとして運営交付金の精算等の処理を行い、当期総利益を計上した。

			<p>当該評価を下すに至った経緯、中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績等特筆すべき事項を併せて記載する。</p>	<p>平成18年度収入決算額 1,853百万円 飼料検定収入等の計画を上回る収入が生じたことにより、収入予算に対し22百万円の収入増となった。</p> <p>平成18年度支出決算額 1,680百万円 人件費に要する支出が予定を下回ったこと等により、支出予算に対し152百万円の支出減となった。</p>	
			<p>経費(業務経費及び一般管理費)節減に係る取組(支出の削減についての具体的方針及び実績等)</p> <p>A:取組は十分であった B:取組はやや不十分であった C:取組は不十分であった</p> <p>なお、本指標の評価に当たっては、中期計画に定める「業務運営の効率化による経費の抑制」の評価結果に十分配慮するものとする。</p>		A
			<p>法人運営における資金の配分状況 (人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等)</p> <p>A:効果的な資金の配分は十分であった B:効果的な資金の配分はやや不十分であった C:効果的な資金の配分は不十分で</p>		A

			あった		
	第4 短期借入金の限度額 平成18年度：2億円 平成19年度～ 平成22年度：2億円 (検査検定3法人の合計額：10億円) (想定される理由) 運営費交付金の受入れが遅延 公務災害及び通勤災害が発生した場合の災害補償費の借入れ	第4 短期借入金の限度額 平成18年度：2億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入れが遅延 公務災害及び通勤災害が発生した場合の災害補償費の借入れ	短期借入金の限度額 (当該年度に係る短期借入金について借入に至った理由、使途、金額、金利、手続、返済の状況と見込み) (借入がなかった場合は、本項目の評価は行わない。) A:借入に至った理由等は適切であった B:借入に至った理由等はやや不適切であった C:借入に至った理由等是不適切であった 当該評価を下すに至った経緯、中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績等特筆すべき事項を併せて記載する。	第4 短期借入金の限度額 短期借入金の借入は生じなかった。 【特記事項】 短期借入金の借入は生じなかったため、評価の対象外。	-
	第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし	第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし	重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 (重要な財産の譲渡又は担保に関する計画について、譲渡等を行う目的及び譲渡等により得た資金の使途) (当該計画がなかった場合は、本項目の評価は行わない。) A:計画どおり実行した B:概ね計画どおり実行した C:計画どおり実行できなかった	第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 重要な財産の譲渡及び担保に供する事案はなかった。 【特記事項】 重要な財産の譲渡及び担保に供する事案はなかったため、評価の対象外。	-
第5 その他業務運営に関する重要事項 1 業務内容の高度化及び	第6 剰余金の使途 検査検定業務に係る業務運営の効率化及び業務	第6 剰余金の使途 検査検定業務に係る業務運営の効率化及び業務	剰余金の使途 (当該年度に係る剰余金の使途に	第6 剰余金の使途	A

<p>専門化に対応するとともに、分析技術及び分析能力の向上を図るため、分析技術に関する研修を行う。</p> <p>2 職員の検査分析能力の維持・向上を図るため、G L P (Good Laboratory Practice : 優良試験所規範) 制度等、検査分析機関としての国際基準の考え方の導入に努める。</p>	<p>の質の向上を図るための分析機器の購入の経費に充当する。</p>	<p>の質の向上を図るための分析機器の購入の経費に充当する。</p>	<p>ついて、中期計画に定めた使途に充てた場合、当該事業年度に得られた成果)</p> <p>A: 得られた成果は十分であった B: 得られた成果はやや不十分であった C: 得られた成果は不十分であった</p> <p>当該評価を下すに至った経緯、中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績等特筆すべき事項を併せて記載する。</p> <p>〔 中期計画に定めた剰余金の使途に充てた年度のみ評価を行う。 〕</p>	<p>【特記事項】 当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等法人からの自己評価をもとに、法人の中期計画項目である「剰余金の使途」について評価基準に基づく評価を行った結果、大項目の評価はA評価とする。</p> <p>平成19年4月の独立行政法人農林水産消費技術センター及び独立行政法人農薬検査所との統合に伴い、肥飼料検査所の第2期中期目標の期間が終了したのものとして、運営費交付金の精算等の処理を行い、当期総利益として生じた174百万円について、全額積立金として計上されていた。</p> <p>中期目標の期間が終了したのものとして運営費交付金の精算等の処理を行った結果、当期総利益として、174百万円を生じ、全額を積立金として計上した。</p>
	<p>第7 その他 主務省令で定める業務運営に関する事項 以下の事項については、平成19年4月の検査検定3法人の統合に向けて検討が行われることを踏まえ、必要な見直しを行うものとする。</p>	<p>第7 その他 主務省令で定める業務運営に関する事項</p>	<p>その他主務省令で定める業務運営に関する事項 指標 = 原則としてA評価となった中項目の割合</p> <p>A: A及びSの割合90%以上 B: Aの割合50%以上90%未満 (又はC及びD評価がない場合) C: 上記のA, B以外の場合</p> <p>当該評価を下すに至った経緯、中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績等特筆すべき事項を併せて記載する。</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p style="text-align: right;">A (3/3 =100%)</p> <p>評価の対象となる中項目の総数 : 3 評価Sの中項目数 : 0 評価Aの中項目数 : 3 評価Bの中項目数 : 0 評価Cの中項目数 : 0 評価Dの中項目数 : 0 S及びAの中項目数の合計 : 3</p> <p>【特記事項】 当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等法人からの自己評価をもとに、法人の中期計画項目である「1 施設及び設備に関する計画」、「2 職員の人事に関する計画」及び「3 積立金の処分に関する事項」について評価基準に基づく評価を行った結果、すべての中項目においてA評価と</p>

			<p>なったことから、大項目の評価はA評価とする。</p> <p>業務内容の高度化及び専門化に対応するため、検査技術及び検査能力の向上を図るための研修の実施と外部機関主催の分析機器研修への積極的な参加がなされていた。</p>	
<p>1 施設及び整備に関する計画</p> <p>業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う。</p>	<p>1 施設及び整備に関する計画</p> <p>業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う。</p>	<p>施設及び設備に関する計画</p> <p>(中期計画に定められている施設及び設備についての当該事業年度における改修・整備前後の業務運営の改善の効果)</p> <p>A:改善の効果は十分であった B:改善の効果はやや不十分であった C:改善の効果は不十分であった</p>	<p>1 施設及び整備に関する計画</p> <p>平成18年度施設整備費補助金 決算額 30百万円</p> <p>札幌事務所のドラフトチャンバ ー等改修工事を計画に従い実施した。</p>	A
<p>2 職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)</p>	<p>2 職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)</p>	<p>職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)</p> <p>【各年度における評価】 指標 = 各小項目の評価点数の合計</p> <p>各事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A:満点×90%以上 B:満点×50%以上かつ満点×90%未満 C:満点×50%未満</p> <p>「満点」=「以下に掲げる小項目のうち評価を行う事項数」×2点</p>	<p>2 職員の人事に関する計画</p>	A (6点/6点)
<p>(1) 方針 組織の再編統合の検</p>	<p>(1) 方針 組織の再編統合の検</p>	<p>職員の人事に関する方針</p> <p>【各年度における評価】</p>	<p>(1) 方針 検査3法人統合準備委員会の</p>	A

討及び円滑な再編を実施するための検査検定3法人を横断した体制整備を念頭に入れつつ、業務の適切かつ効率的な実施の確保のための適正な人員配置を行う。

討及び円滑な再編を実施するための検査検定3法人を横断した体制整備を念頭に入れつつ、業務の適切かつ効率的な実施の確保のための適正な人員配置を行う。

指標 = 適正な人員配置
 A: 計画どおり順調に実施された
 B: 概ね計画どおり順調に実施された
 C: 計画どおり実施されなかった

もと、3法人の担当者が共同で作業を行うため、統合準備作業室を設置し、統合事務の円滑かつ効率的な実施を図った。

(2) 人員に関する指標
 「行政改革の重要方針」を踏まえ、今後5年間において、検査検定3法人全体の人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）について5%以上の削減を行う。以上に加え、検査検定3法人の統合後においては、法人全体として、管理部門等の効率化、検査検定等業務の重点化及び効率化を行い、統合メリットを発揮することにより、更なる人件費の削減を行う。
 また、国家公務員の給与構造改革に合わせ、人事院勧告を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。

(2) 人員に関する指標
 業務の効率化を図り、人員を削減することにより人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤職員給与を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）について、本年度は1%以上の削減を行う。

人員に関する指標
 【各年度における評価】
 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計
 各事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。
 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点
 A: 満点×90%以上
 B: 満点×50%以上かつ満点×90%未満
 C: 満点×50%未満
 「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点
 ・対17年度比で人件費を1%以上削減
 上記の事項について、年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。
 A: 達成度合100%以上
 B: 達成度合70%以上100%未満
 C: 達成度合70%未満
 ・役職員の給与についての見直し

(2) 人員に関する指標
 ア 平成18年度末常勤職員数 145人
 平成18年度決算における人件費は986百万円であり、対前年度比で3.8%の削減を図った。
 平成18年度決算額（平成17年度決算額）
 人件費総額 1,167 (1,336)百万円
 うち退職金及び福利厚生費 181 (311)百万円
 うち給与改定部分 0 (0)百万円
 人件費 (986 (1,025)百万円
 対前年度決算比 986百万円 / 1,025百万円 96.206%
 また、人事院勧告を踏まえ、役職員の給与の見直しを行った（俸給表の変更、昇級制度の改正、地域手当の新設、勤

A (4点/4点)

A

A

		<p>(国家公務員の給与構造改革の情勢等を踏まえ、見直しが必要でなかった場合は当該項目を評価しない。)</p> <p>上記の事項について、年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。</p> <p>A:必要な見直しを順調に進めた B:概ね必要な見直しを順調に進めた C:必要な見直しを進めなかった</p>	<p>手当の変更)</p>	
<p>(3) その他、人材の確保、人材の養成等についての計画</p>	<p>(3) その他、人材の確保、人材の養成等についての計画</p>	<p>その他人材の確保、人材の養成 【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の合計 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A:満点×90%以上 B:満点×50%以上かつ満点×v90%未満 C:満点×50%未満</p> <p>「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点</p>	<p>(3) その他、人材の確保、人材の養成等についての検討</p>	<p>A (6点/6点)</p>
<p>ア 人事院主催の国家公務員採用試験合格者名簿から、職員を任用するとともに、国等が行う研修への職員の参加及び国の機関等との人事交流</p>	<p>ア 人事院主催の国家公務員採用試験合格者名簿から、職員を任用するとともに、国等が行う研修への職員の参加及び国の機関等との人事交流</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員試験合格者名簿からの職員の任用 ・職員の資質の向上を図るため、国等が行う研修への職員の参加及び国の機関等との人事交流の実施 ・検査技術及び検査能力の向上を 	<p>ア 人事院主催の国家公務員採用試験合格者名簿から5名(うち女性2名)採用するとともに、国等が行う研修について一般研修12名、技術研修26名参加した。 また、農林水産省等他機関</p>	<p>A A A</p>

	<p>により、職員の資質向上を図る。</p> <p>イ 業務内容の高度化及び専門化に対応するとともに、検査技術及び検査能力の向上を図るため、検査技術に関する研修を行う。</p>	<p>により、職員の資質向上を図る。</p> <p>イ 業務内容の高度化及び専門化に対応するとともに、検査技術及び検査能力の向上を図るため、検査技術に関する研修を行う。</p>	<p>図るための、検査技術に関する研修の実施</p> <p>上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。</p> <p>A:計画どおり順調に実施された B:概ね計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されなかった</p>	<p>との人事交流を実施した。(転出20名、転入15名)</p> <p>イ 業務内容の高度化及び専門化に対応するとともに、検査技術及び検査能力の向上を図るため、検査技術に関する研修を行った。</p> <p>また、「原子吸光分光光度法/ICP質量分析法基礎と実際」研修に28名参加した。</p>
	<p>3 積立金の処分に関する事項</p> <p>前期中期目標期間中の繰越積立金は、前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した有形固定資産の減価償却等に要する費用に充当する。</p>	<p>3 積立金の処分に関する事項</p> <p>前期中期目標期間中の繰越積立金は、前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した有形固定資産の減価償却等に要する費用に充当する。</p>	<p>積立金の処分に関する事項</p> <p>【各年度における評価】</p> <p>指標 = 前期中期目標期間中の繰越積立金の当期繰越の有形固定資産の減価償却等に要する費用への充当</p> <p>A:計画どおり順調に実施された B:概ね計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されなかった</p>	<p>3 積立金の処分に関する事項</p> <p>前期中期目標期間中の繰越積立金は、計画に基づき前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した有形固定資産の減価償却等に要する費用に充当した。</p> <p>繰越積立金の取崩し額 11百万円</p> <p style="text-align: right;">A</p>

(別紙)

中期目標・中期計画に定められていない、緊急時等の理由による農林水産省からの指示・要請に基づく業務

(別紙)

中期目標・中期計画に定められていない、緊急時等の理由による農林水産省からの指示・要請に基づく業務

農林水産省からの指示・要請に基づく業務	事業年度報告
<p>1 緊急検査等</p> <p>(1) 肥料生産事業場への緊急立入検査を行う。</p> <p>(2) 輸入乾牧草中の除草剤(プロモキシニル)の分析を行う。</p> <p>(3) 魚粉及び魚粉を原料とする飼料のマラカイトグリーン及びロイコマラカイトグリーンの分析を行う。</p>	<p>(1) 有害成分違反発生に伴う原因究明のために肥料生産事業場2件及び牛海綿状脳症の発生に伴う汚泥肥料生産事業場2件への緊急立入検査を実施し、報告した。</p> <p>(2) 輸入乾牧草から農薬であるプロモキシニルが高濃度に検出されたことから、立入調査を実施し、採取した輸入乾牧草等19点について同農薬の分析を実施し、報告した。</p> <p>(3) 農林水産省が実施したマラカイトグリーン及びロイコマラカイトグリーンの養魚用飼料等への混入調査の結果を受け、飼料の安全性を確保するため、魚粉製造事業場、養魚用飼料製造事業場等に緊急立入検査を実施するとともに、収去した飼料100点について分析を実施し、報告した。</p>
<p>2 調査研究</p> <p>(1) 水産練り製品等中の動物由来たん白質・DNAについて、現行ELISA法及びPCR法により調査を行う。</p>	<p>(1) 水産練り製品等中の牛及び家きん由来たん白質について、現行ELISA法及びPCR法により調査を実施し、その結果をとりまとめ、報告した。</p>
<p>3 調査</p> <p>(1) 日本向けに輸出される肥料の製造施設の調査を行う。</p>	<p>(1) 派遣要請に基づき、職員を韓国及び台湾に派遣して、日本向けに輸出される蒸製皮革粉の製造施設の調査を実施し、報告した。</p>
<p>4 その他</p> <p>(1) 組換えDNA技術応用飼料の安全性確認の申請に係る提出資料等の事前確認を行う。</p>	<p>(1) 開発業者から提出された遺伝子組換え体とうもろこし6275系統等4系統に関する安全性確認に係る提出資料等の事前確認を実施し、報告した。</p>

[総合評価]

評価に当たったの考え方	評価結果及びその要因等
<p>上記各項目ごとの評価を踏まえつつ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該評価を行うに至った経緯や特殊事情 ・中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績その他の特筆すべき事項 <p>等も総合的に勘案して、原則として次の3段階評価により行うものとする。</p> <p>A:計画どおり業務を達成した B:概ね計画どおり業務を達成した C:計画どおり業務を達成できなかった</p> <p>ただし、総合的に勘案し、必要に応じてS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p> <p>なお、必要がある場合には、業務の適正化を図るために講ずべき措置等も併せて記載するものとする。</p>	<p>1 当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等 法人からの自己評価及び「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針」(平成19年7月11日政策評価・独立行政法人評価委員会決定)において重点的に評価を行うこととされている事項について評価を行った結果、すべての中項目がA評価となったこと、法人の業務実績、達成度合及び対応状況等を総合的に勘案して、総合評価はA評価とする。 なお、中項目の評価を行うに当たっては、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析した結果、S評価とする項目はなかった。 平成19年4月の独立行政法人農林水産消費技術センター及び独立行政法人農薬検査所との統合に向け、3法人合同の「検査3法人統合準備委員会」を設置するなど円滑な統合及び統合メリットを発揮するための努力が認められる。</p> <p>2. S評価となった項目について 「飼料及び飼料添加物、有害物質のモニタリング検査業務」について 飼料中の農薬分析法開発により包括的に迅速な分析に取り組み適切な精度管理の下で飼料中の残留農薬を中心として、有害物質の基準適合検査においては、目標の25,000点を大幅に上回る59,479点の分析を行い、これにより飼料及び飼料添加物、有害物質のモニタリング検査点数は検査職員1名あたり目標とする試験点数1,000点を大幅に上回る2,586点の実績を残したこと。また、輸入飼料のモニタリング検査についても、開発した分析法により効率的かつ効果的に実施し、さらに事務処理の合理化にも取り組み迅速な水際検査を可能とするなど、飼料の安全性確保に寄与したことは評価できる。</p> <p>3. 法人が行う事務・事業及び組織形態について 肥飼料検査所及び平成19年4月に3法人が統合した農林水産消費安全技術センターが行う検査等の事務・事業は、フードチェーン全体を通じ、食の安全等に寄与するものであり、当該事務・事業の類似業務を行う他の独立行政法人等は存在しないことから、今後とも当該法人が行政との密接な連携の下で、特定独立行政法人として直接行うことが必要であり、事務・事業及び法人の組織形態を変更する必要はないと考える。 なお、法人が行う業務については、業務の性格上、官民競争入札は困難であるが、専門技術的知見の必要性の低い業務については、業務の効率化、コスト削減を図る観点からアウトソーシングを実施するなどの取り組みが行われているところである。</p> <p>4. 内部統制について 業務の運営に当たっては有効性及び効率化について、肥料、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の業務において高める努力がされており、業務に関わる法令を遵守するために職員による法令研修の取り組みも実施されている。 また、会計内部監査実施規則に基づき、内部監査を実施しており、財務諸表についても監事の意見書を添え、信頼性の向上に努めているが、さらに組織内のすべての者が内部統制強化の必要性を理解し、実践できるよう、理事長の下、今後とも内部統制の趣旨を踏まえた的確な業務運営が期待される。</p>